

3.2 社会的状況

3.2.1 人口及び産業の状況

1. 人口の状況

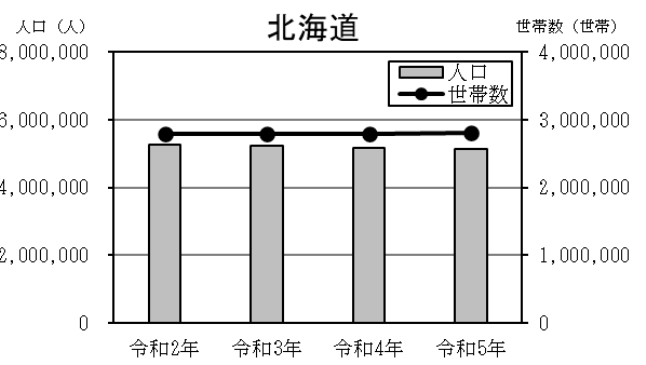
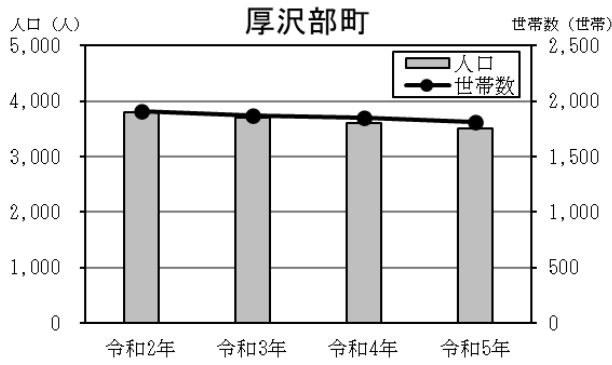
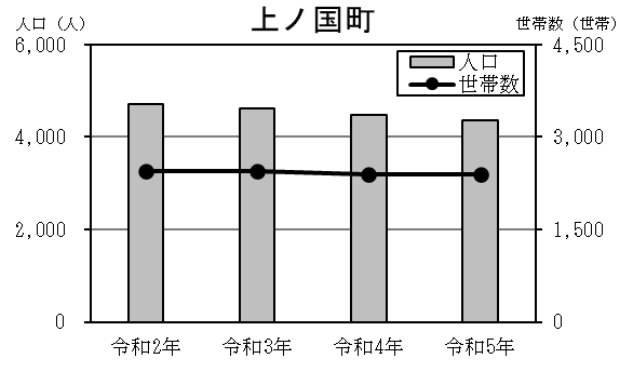
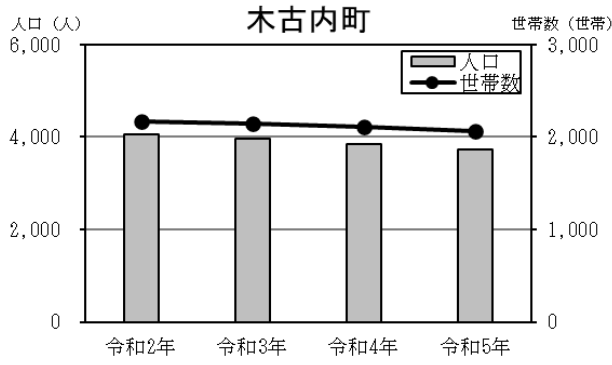
木古内町、上ノ国町、厚沢部町及び北海道の人口及び世帯数の推移は、表 3.2-1 及び図 3.2-1 のとおりである。木古内町、上ノ国町、厚沢部町の人口及び世帯数はやや減少傾向にある。

表 3.2-1 人口及び世帯数の推移（令和 2～5 年）

区 分	年	人口（人）			世帯数 （世帯）
		総 数	男	女	
木古内町	令和 2 年	4,066	1,882	2,184	2,170
	令和 3 年	3,956	1,829	2,127	2,148
	令和 4 年	3,853	1,781	2,072	2,111
	令和 5 年	3,728	1,736	1,992	2,060
上ノ国町	令和 2 年	4,707	2,194	2,513	2,452
	令和 3 年	4,615	2,138	2,477	2,453
	令和 4 年	4,467	2,092	2,375	2,402
	令和 5 年	4,362	2,042	2,320	2,398
厚沢部町	令和 2 年	3,792	1,807	1,985	1,906
	令和 3 年	3,701	1,757	1,944	1,876
	令和 4 年	3,599	1,720	1,879	1,849
	令和 5 年	3,500	1,679	1,821	1,815
北海道	令和 2 年	5,267,762	2,488,629	2,779,133	2,790,286
	令和 3 年	5,228,732	2,471,013	2,757,719	2,795,571
	令和 4 年	5,183,687	2,450,393	2,733,294	2,796,536
	令和 5 年	5,139,913	2,430,979	2,708,934	2,804,281

「令和 2 年住民基本台帳人口・世帯数（令和 2 年 1 月 1 日現在）」（北海道 HP、閲覧：令和 6 年 2 月）
「令和 3 年住民基本台帳人口・世帯数（令和 3 年 1 月 1 日現在）」（北海道 HP、閲覧：令和 6 年 2 月）
「令和 4 年住民基本台帳人口・世帯数（令和 4 年 1 月 1 日現在）」（北海道 HP、閲覧：令和 6 年 2 月）
「令和 5 年住民基本台帳人口・世帯数（令和 5 年 1 月 1 日現在）」（北海道 HP、閲覧：令和 6 年 2 月）

より作成



「令和2年住民基本台帳人口・世帯数（令和2年1月1日現在）」（北海道 HP、閲覧：令和6年2月）
「令和3年住民基本台帳人口・世帯数（令和3年1月1日現在）」（北海道 HP、閲覧：令和6年2月）
「令和4年住民基本台帳人口・世帯数（令和4年1月1日現在）」（北海道 HP、閲覧：令和6年2月）
「令和5年住民基本台帳人口・世帯数（令和5年1月1日現在）」（北海道 HP、閲覧：令和6年2月）
より作成

図 3.2-1 人口及び世帯数の推移（令和2～5年）

2. 産業の状況

木古内町、上ノ国町、厚沢部町及び北海道の令和2年10月1日現在の産業別就業者数及び割合は、表3.2-2のとおりである。木古内町、上ノ国町、厚沢部町ともに第三次産業が最も多い。

表3.2-2 産業別就業者数及び割合（令和2年10月1日現在）

（単位：人、斜字は％）

産 業	木古内町	上ノ国町	厚沢部町	北海道
第一次産業	167 (10.4)	335 (17.0)	611 (32.3)	156,298 (6.8)
農 業	104	222	541	122,523
林 業	29	36	69	6,448
漁 業	34	77	1	27,327
第二次産業	392 (24.5)	554 (28.1)	321 (17.0)	387,947 (17.0)
鉱 業、採石業、砂利採取業	1	2	4	1,598
建設業	234	395	216	200,263
製造業	157	157	101	186,086
第三次産業	1,044 (65.1)	1,081 (54.9)	957 (50.7)	1,738,586 (76.2)
電気・ガス・熱供給・水道業	8	8	3	13,236
情報通信業	2	2	4	45,245
運輸業、郵便業	73	53	59	128,748
卸売業、小売業	240	200	139	371,504
金融業、保険業	15	34	17	43,868
不動産業、物品賃貸業	6	5	3	46,254
学術研究、専門・技術サービス業	7	13	9	66,052
宿泊業、飲食サービス業	105	69	75	139,039
生活関連サービス業、娯楽業	44	73	39	82,263
教育、学習支援業	36	66	111	110,816
医療、福祉	272	274	227	352,247
複合サービス事業	31	48	67	30,484
サービス業（他に分類されないもの）	86	93	98	182,325
公 務（他に分類されるものを除く）	119	143	106	126,505
分類不能の産業	15 (0.9)	12 (0.6)	— (0.0)	64,439 (2.7)
総 数	1,618	1,982	1,889	2,347,270

- 注：1. 分類不能の産業とは、産業分類上いずれの項目にも分類し得ない事業所をいう。
 2. 第一次～第三次産業の割合は、第一次～第三次産業の合計に対する比率を示す。分類不能の産業の割合は総数に対する比率を示す。
 3. 割合は四捨五入を行っているため、個々の項目の合計と総数が一致しない場合がある。
 4. 「—」は該当がないことを示す。

〔「令和2年 国勢調査」（総務省統計局 HP、閲覧：令和6年2月）より作成〕

(1) 農 業

木古内町、上ノ国町、厚沢部町及び北海道の令和2年2月1日現在の販売目的の作物の類別作付（栽培）経営体数及び家畜等を飼養している経営体数は、表3.2-3のとおりである。販売目的の作物については木古内町及び上ノ国は野菜類が、厚沢部町はいも類が最も多い。家畜等については木古内町では乳用牛及び肉用牛が、上ノ国町では肉用牛が最も多い。

表3.2-3(1) 販売目的の作物の類別作付（栽培）経営体数（令和2年2月1日現在）

(単位：経営体)

種 類	木古内町	上ノ国町	厚沢部町	北海道
稲（飼料用を除く）	x	x	x	10,844
麦 類	—	11	39	12,297
雑 穀	—	9	32	3,077
いも類	5	20	146	7,512
豆 類	1	22	94	10,411
工芸農作物	x	x	x	7,518
野菜類	21	56	116	14,447
果樹類	1	2	4	1,118
花き類・花木	—	2	3	1,263
その他（稲（飼料用）を含む）	—	3	18	3,537

注：1. 「—」は、調査を行ったが事実のないものを示す。

2. 「x」は、個人又は法人その他の団体に関する秘密を保護するため、統計数値を公表しないものを示す。

[「2020 農林業センサス」（農林水産省 HP、閲覧：令和6年2月）より作成]

表3.2-3(2) 販売目的の家畜等を飼養している経営体数（令和2年2月1日現在）

(単位：経営体)

種 類	木古内町	上ノ国町	厚沢部町	北海道
乳用牛	7	—	—	5,543
肉用牛	7	4	2	3,072
豚	—	1	—	171
採卵鶏	1	—	—	133
ブロイラー	—	—	—	13
きのこの栽培	—	1	2	147
その他の農業	—	3	2	970

注：「—」は、調査を行ったが事実のないものを示す。

[「2020 農林業センサス」（農林水産省 HP、閲覧：令和6年2月）より作成]

(2) 林業

木古内町、上ノ国町、厚沢部町及び北海道の令和2年2月1日現在の所有形態別林野面積は、表3.2-4のとおりである。林野面積は木古内町で19,796ha、上ノ国町で50,387ha、厚沢部町で36,876haである。

表3.2-4 所有形態別林野面積（令和2年2月1日現在）

（単位：ha）

区分	林野面積計	国有林			民有林			
		小計	林野庁	その他官庁	小計	独立行政法人等	公有林	私有林
木古内町	19,796	10,515	10,508	7	9,281	—	1,209	8,072
上ノ国町	50,387	18,639	18,558	81	31,748	116	24,877	6,755
厚沢部町	36,876	29,189	29,166	23	7,687	—	1,193	6,494
北海道	5,503,768	2,915,580	2,826,275	89,305	2,588,188	143,888	964,267	1,480,033

注：「—」は、調査を行ったが事実のないものを示す。

〔「2020 農林業センサス」（農林水産省 HP、閲覧：令和6年2月）より作成〕

(3) 水産業

木古内町及び上ノ国町の令和3年の主要魚種別漁業生産量は、表3.2-5のとおりである。漁業生産量の合計は木古内町で235t、上ノ国町で384tである。なお、厚沢部町の漁業生産量は公表されていない。

表3.2-5 主要魚種別漁業生産量（令和3年）

（単位：t）

魚種名	木古内町	上ノ国町
にしん	0	0
まいわし	2	—
かたくちいわし	—	—
さけ	14	36
ます	0	6
たら	0	68
すけとうだら	—	—
こまい	—	—
ほっけ	69	108
さば	10	38
さんま	—	—
ひらめ	7	55
まがれい	0	2
ひれぐろ	—	—
すながれい	0	0
そうはち	0	1
あかがれい	—	0
くろがしらがれい	—	1
まつかわ	0	0
その他のかれい類	8	1
めぬけ	—	—
きちじ	—	—
まぐろ	—	3
ぶり	12	2
さめ類	1	0
いかなご	—	—
ししゃも	—	—
はたはた	—	—
あいなめ	1	0
そい類	3	4
その他の魚類	2	6
水産動物	17	54
貝類	35	1
海藻類	54	0
合計	235	384

- 注：1. 「—」は調査は行ったが事実のないものを示す。
 2. 「0」は単位に満たないものを示す。
 3. 統計数値については、表示単位未満を四捨五入したため、合計値と内訳の計が一致しない場合がある。
 [「令和3年（2021年）北海道水産現勢」（北海道、令和5年）より作成]

(4) 商 業

木古内町、上ノ国町、厚沢部町及び北海道の商業の状況は、表 3.2-6 のとおりである。令和 2 年の年間商品販売額は木古内町で 4,848 百万円、上ノ国町で 2,826 百万円、厚沢部町で 3,663 百万円となっている。

表 3.2-6 商業の状況

業 種	区 分	木古内町	上ノ国町	厚沢部町	北海道
卸売業	事業所数（事業所）	5	6	7	11,740
	従業者数（人）	20	11	32	103,216
	年間商品販売額（百万円）	423	277	236	10,999,231
小売業	事業所数（事業所）	43	35	38	31,345
	従業者数（人）	243	157	154	277,516
	年間商品販売額（百万円）	4,425	2,549	3,428	6,132,052
合 計	事業所数（事業所）	48	41	45	43,085
	従業者数（人）	263	168	186	380,732
	年間商品販売額（百万円）	4,848	2,826	3,663	17,131,282

注：事業所数及び従業者数は令和 3 年 6 月 1 日現在、年間商品販売額は令和 2 年 1 年間の数値である。
〔「令和 3 年経済センサス活動調査」（総務省・経済産業省 HP、閲覧：令和 6 年 2 月）より作成〕

(5) 工 業

木古内町、上ノ国町、厚沢部町及び北海道の工業の状況は、表 3.2-7 のとおりである。令和 3 年の製造品出荷額等は木古内町で 223,591 万円、上ノ国町で 258,408 万円、厚沢部町で 187,422 万円となっている。

表 3.2-7 工業の状況（従業員 4 人以上）

区 分	木古内町	上ノ国町	厚沢部町	北海道
事業所数（事業所）	6	15	8	6,425
従業者数（人）	75	179	82	165,004
製造品出荷額等（万円）	223,591	258,408	187,422	612,925,649

注：事業所数及び従業者数は令和 4 年 6 月 1 日現在、製造品出荷額等は令和 3 年 1 年間の数値である。
〔「2022 年経済構造実態調査」（経済産業省 HP、閲覧：令和 6 年 2 月）より作成〕

3.2.2 土地利用の状況

1. 土地利用の状況

木古内町、上ノ国町及び厚沢部町の地目別土地利用の現況は、表 3.2-8 及び図 3.2-2 のとおりであり、木古内町、上ノ国町、厚沢部町ともに山林が最も多く、木古内町で64.4%、上ノ国町で56.5%、厚沢部町で78.7%となっている。

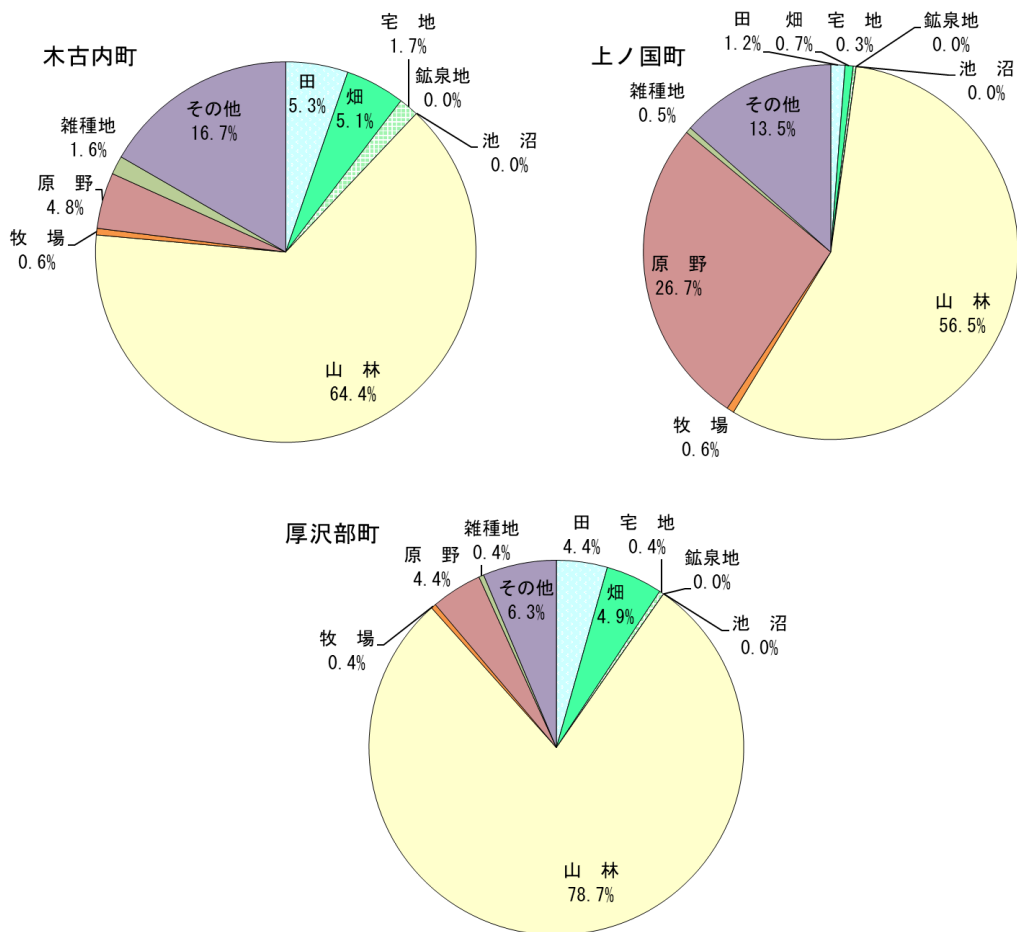
表 3.2-8 地目別土地利用の現況

(単位：km²、()内は%)

区分	田	畑	宅地	鉱泉地	池沼	山林	牧場	原野	雑種地	その他	合計
木古内町	5.62 (5.3)	5.38 (5.1)	1.79 (1.7)	0.00 (0.0)	0.00 (0.0)	68.43 (64.4)	0.59 (0.6)	5.06 (4.8)	1.68 (1.6)	17.70 (16.7)	106.24 (100.0)
上ノ国町	6.70 (1.2)	3.83 (0.7)	1.38 (0.3)	0.00 (0.0)	0.00 (0.0)	309.54 (56.5)	3.45 (0.6)	146.26 (26.7)	2.74 (0.5)	73.80 (13.5)	547.70 (100.0)
厚沢部町	20.22 (4.4)	22.60 (4.9)	1.81 (0.4)	0.00 (0.0)	0.03 (0.0)	362.49 (78.7)	1.98 (0.4)	20.23 (4.4)	2.00 (0.4)	29.22 (6.3)	460.58 (100.0)

注：「雑種地」とは、野球場、テニスコート、ゴルフ場、競馬場、鉄軌道用地、遊園地等、「その他」とは、墓地、境内地、運河用地、水道用地、用悪水路、ため池、堤、井溝、保安林、公衆用道路、公園、湖等である。

〔「第130回(令和5年)北海道統計書」(北海道HP、閲覧：令和6年2月)より作成〕



〔「第130回(令和5年)北海道統計書」(北海道HP、閲覧：令和6年2月)より作成〕

図 3.2-2 地目別土地利用の現況

2. 土地利用規制の状況

(1) 土地利用計画に基づく地域の指定状況

「国土利用計画法」（昭和 49 年法律第 92 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）に基づき定められた、土地利用基本計画の各地域は次のとおりである。

① 都市地域

事業実施想定区域及びその周囲の都市地域は図 3.2-3 のとおりであり、事業実施想定区域の周囲に都市地域が分布している。

② 農業地域

事業実施想定区域及びその周囲の農業地域は図 3.2-4 のとおりであり、事業実施想定区域及びその周囲に農業地域が分布している。

③ 森林地域

事業実施想定区域及びその周囲の森林地域及び地域森林計画対象民有林は図 3.2-5 のとおりであり、事業実施想定区域及びその周囲に森林地域及び地域森林計画対象民有林が分布している。

(2) 農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用地区域

事業実施想定区域及びその周囲における「農業振興地域の整備に関する法律」（昭和 44 年法律第 58 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）に基づき定められた農業振興地域整備計画における農用地区域は、図 3.2-4 のとおりであり、事業実施想定区域及びその周囲に農用地区域が分布している。

(3) 都市計画に基づく用途地域

事業実施想定区域及びその周囲における「都市計画法」（昭和 43 年法律第 100 号、最終改正：令和 4 年 11 月 18 日）に基づく用途地域の指定状況は、図 3.2-6 のとおりであり、事業実施想定区域の周囲に用途地域の指定がある。

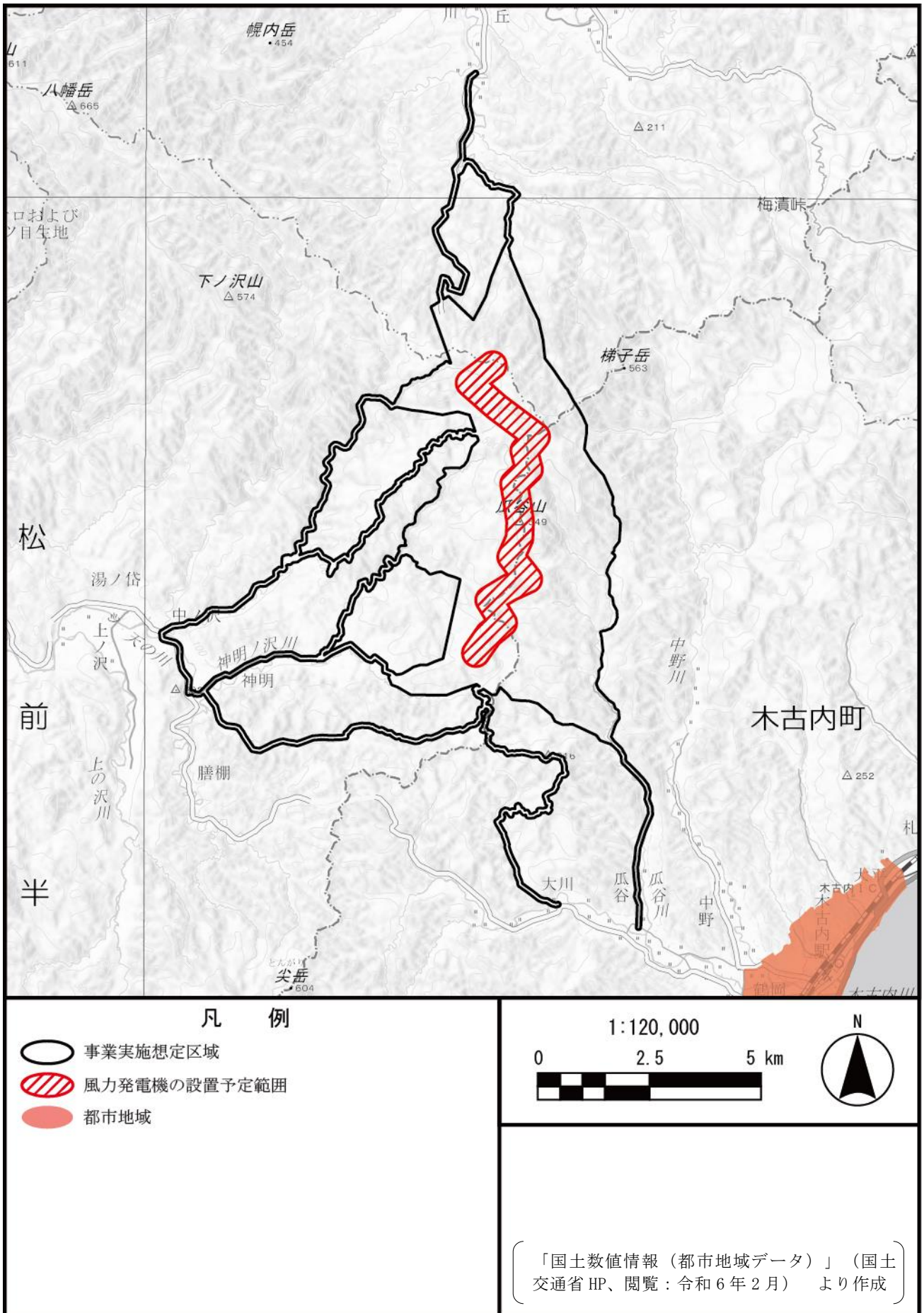


図 3.2-3 土地利用基本計画図（都市地域）

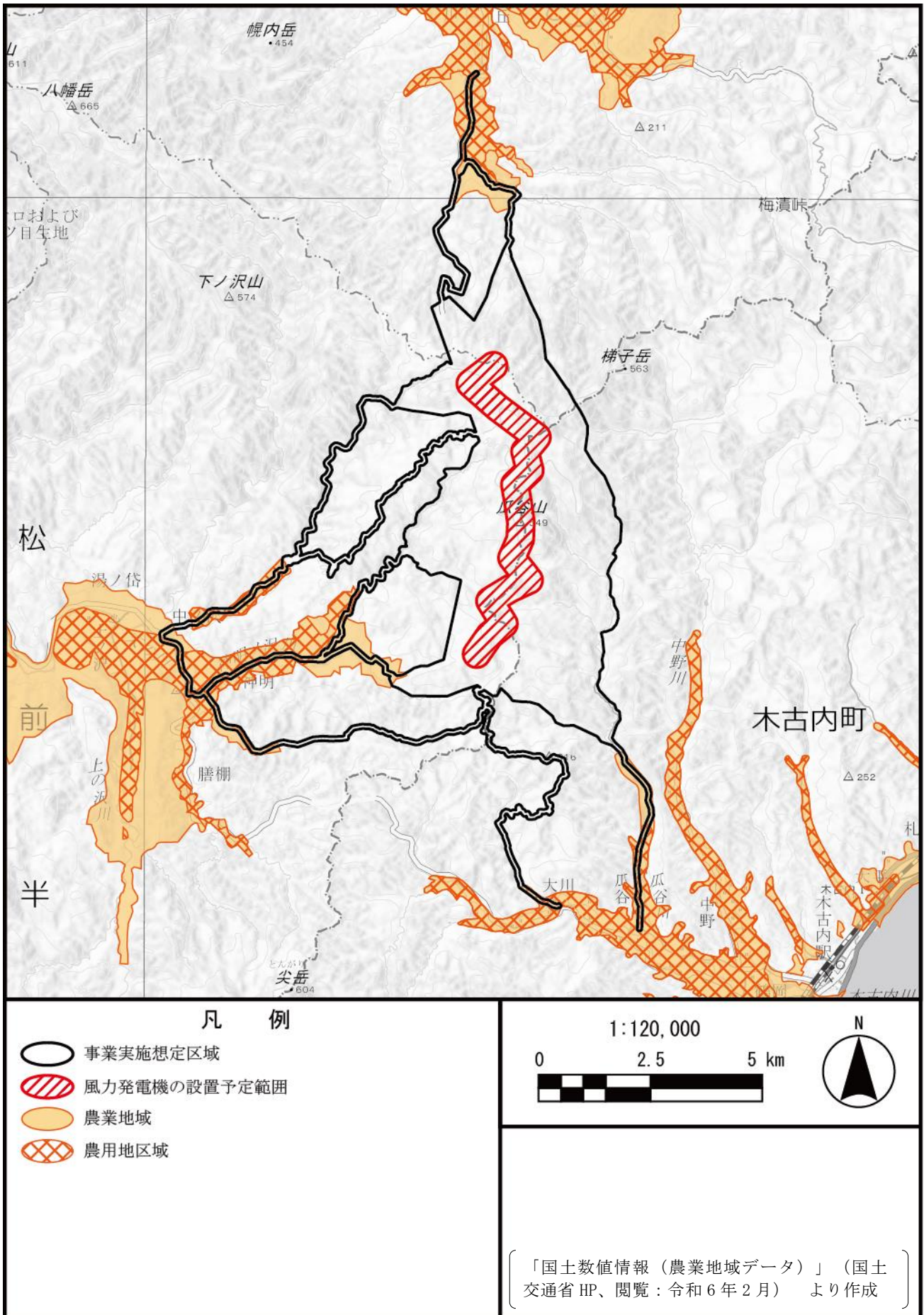


図 3.2-4 土地利用基本計画図（農業地域及び農用地区域）

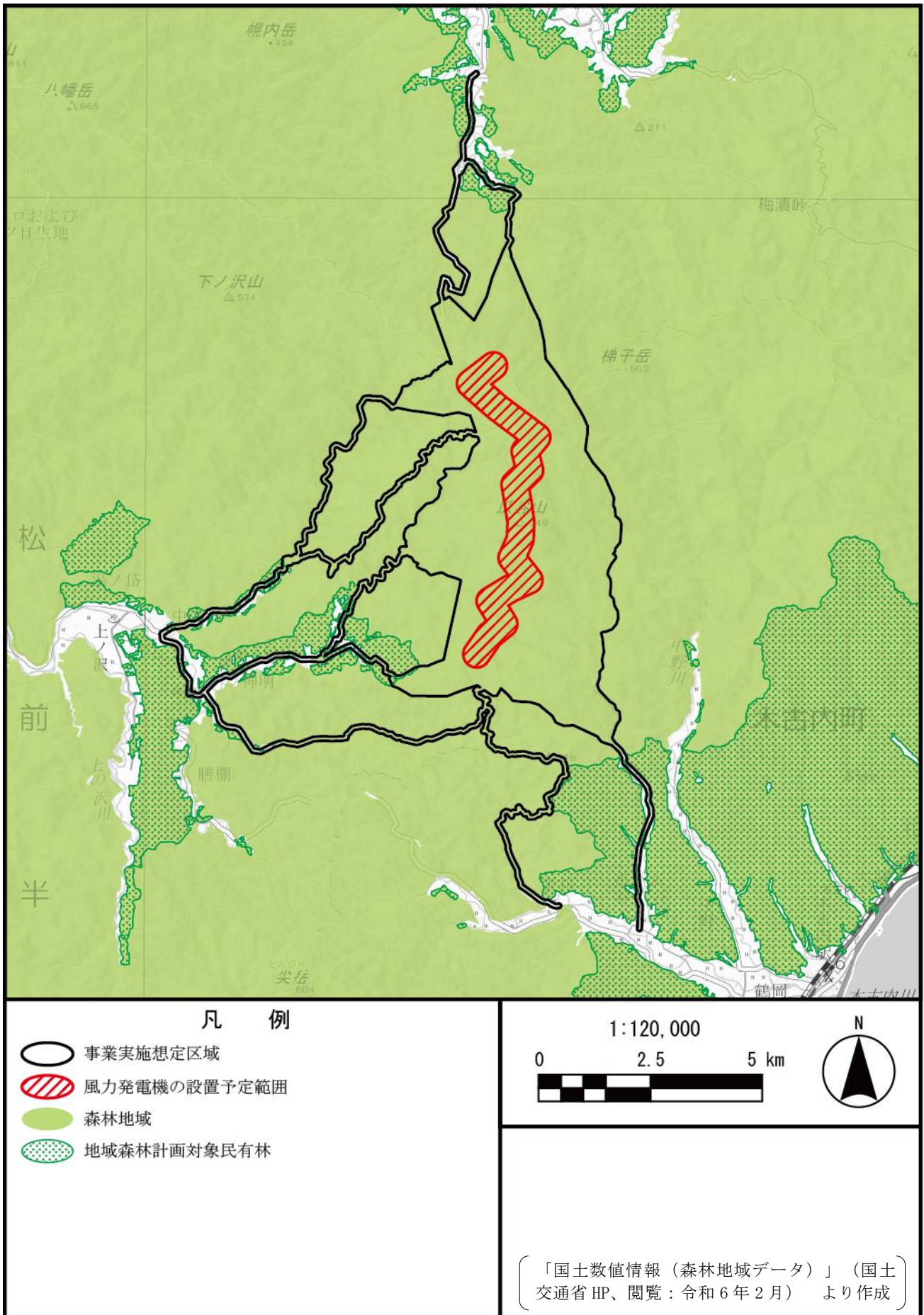


図 3.2-5 土地利用基本計画図（森林地域及び地域森林計画対象民有林）

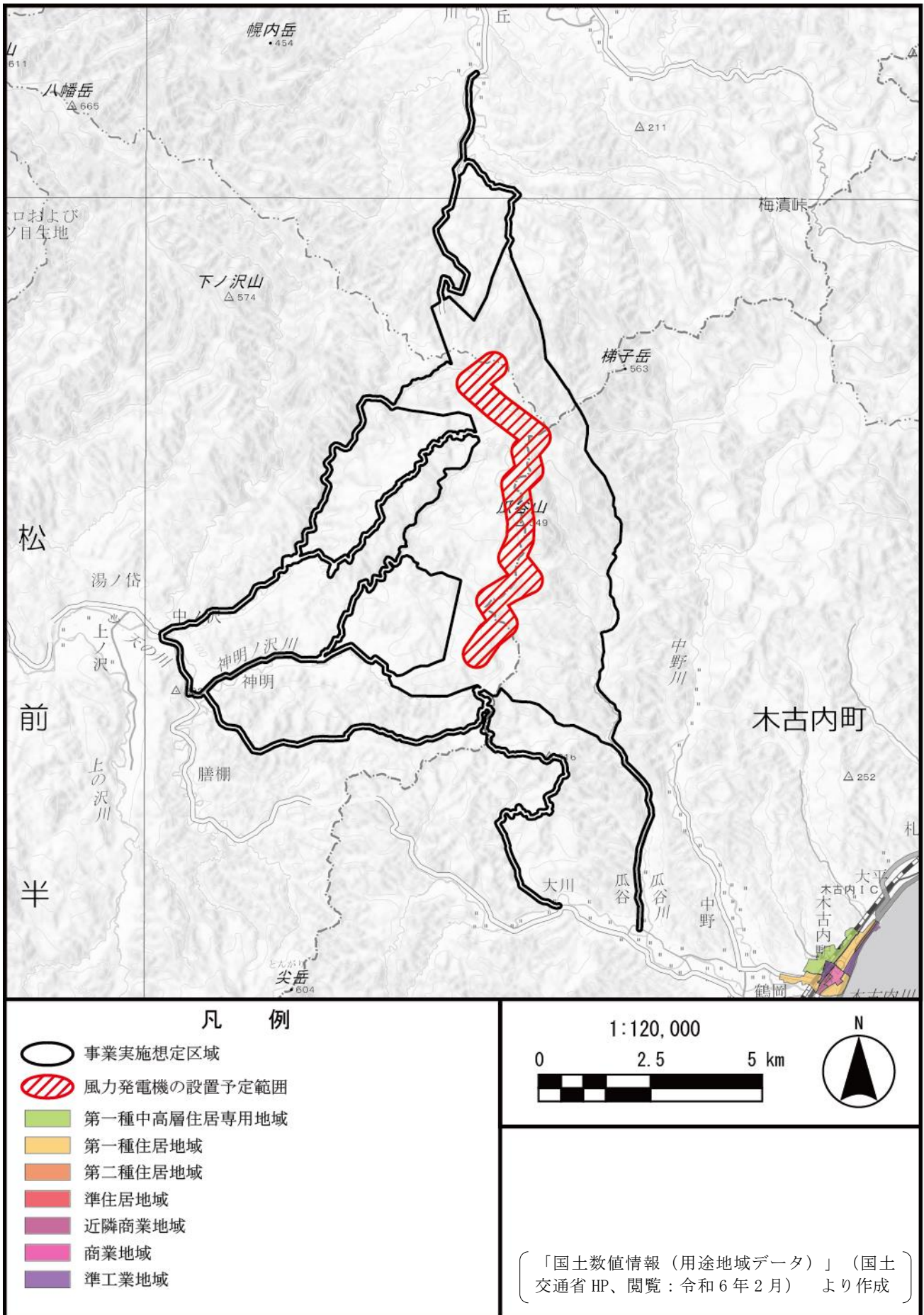


図 3.2-6 用途地域の指定状況

3.2.3 河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の状況

1. 河川及び湖沼の利用状況

(1) 水道用水としての利用

木古内町、上ノ国町及び厚沢部町における令和3年度の水道の取水状況は表3.2-9のとおりである。事業実施想定区域の周囲における水道用水の取水地点は図3.2-7のとおりであり、下ノ沢川で水道用水の利用がある。

表 3.2-9 簡易水道事業の取水状況（令和3年度）

事業名	地表水 (m ³)				地下水 (m ³)			湧水 (m ³)	受水 (m ³)	合計 (m ³)
	ダム直接	ダム放流	湖沼水	表流 (自流) 水	伏流水	浅井戸水	深井戸水			
木古内町	0	0	0	0	1,394,500	0	0	0	0	1,394,500
上ノ国町 上ノ国	0	0	0	622,943	0	0	0	0	0	622,943
厚沢部町	0	0	0	0	0	55,115	0	1,023,703	0	1,078,818

〔「令和3年度 北海道の水道」（北海道、令和5年）より作成〕

(2) 農業及び工業による利用

事業実施想定区域及びその周囲における農業用水の利用状況は、図3.2-8のとおり木古内川、瓜谷川、中野川等の河川を利用している。なお、ため池の利用はない。

事業実施想定区域及びその周囲において、工業用水の利用はない。

(3) 漁業による利用

事業実施想定区域及びその周囲には、「漁業法」（昭和24年法律第267号、最終改正：令和4年6月17日）に基づく内水面漁業の漁業権は設定されていない。

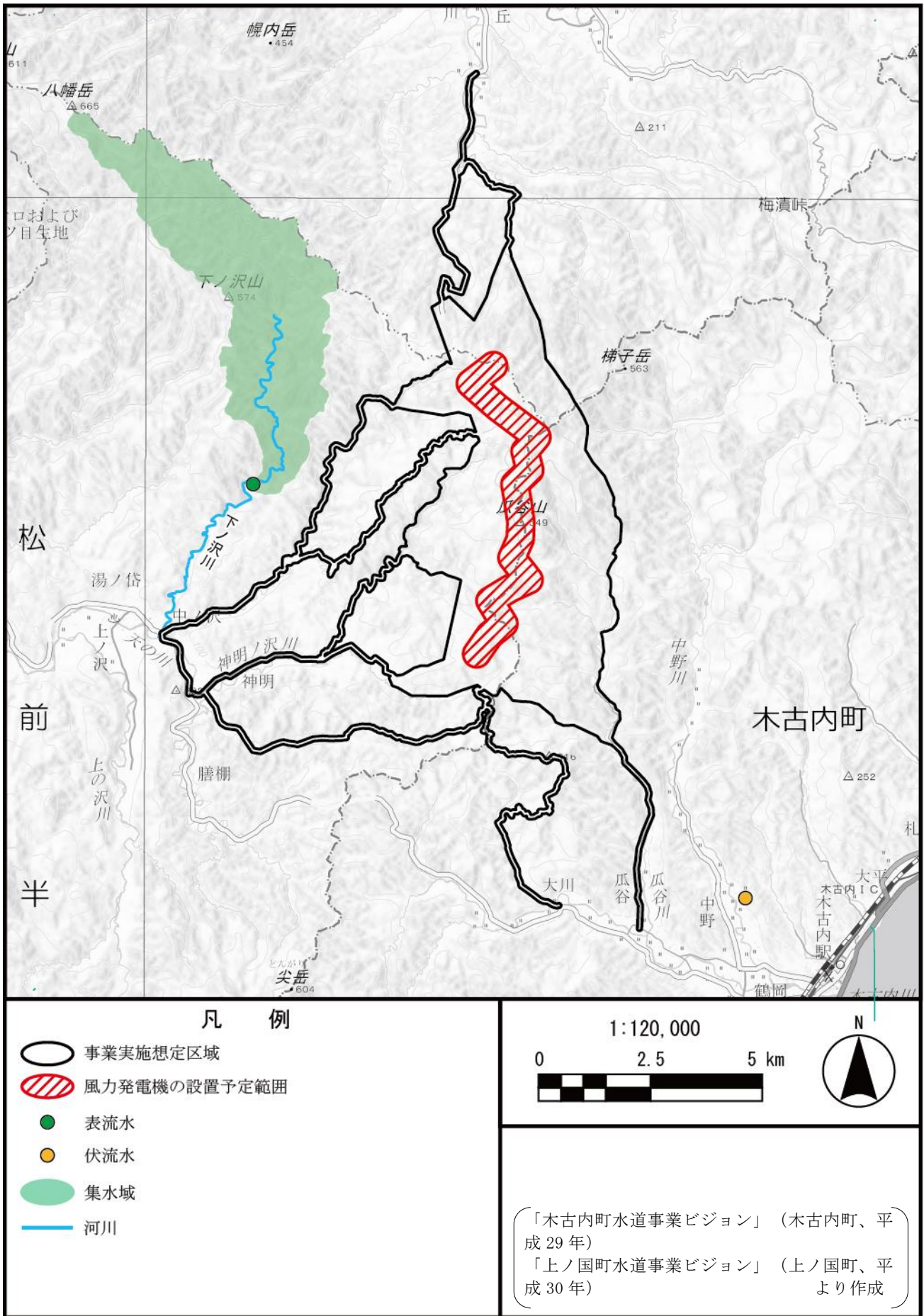


図 3.2-7 水道用水の取水地点

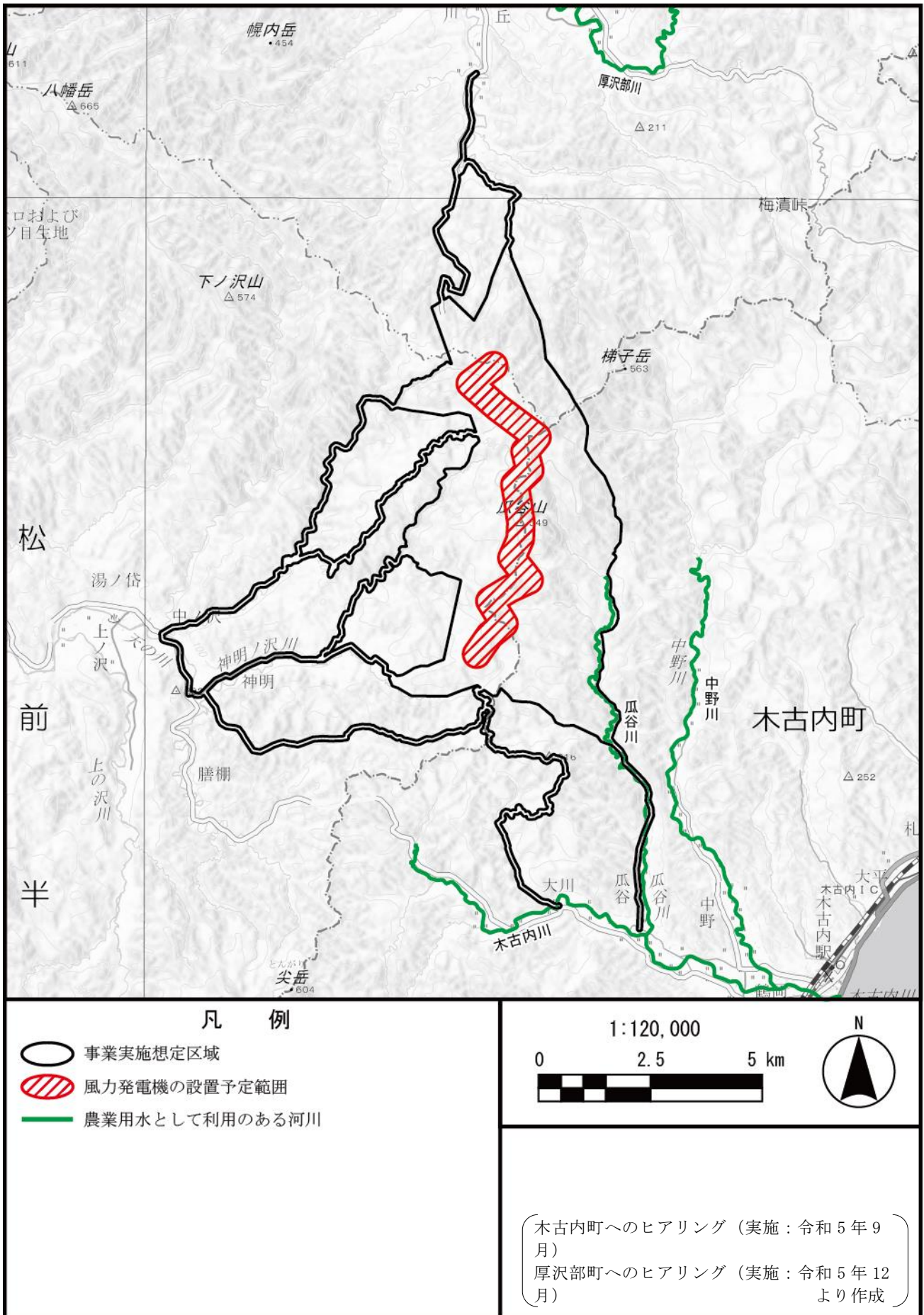


図 3.2-8 農業用水の利用状況

2. 海域の利用状況

(1) 港湾の利用状況

対象事業実施区域及びその周囲には、「港湾法」（昭和 25 年法律第 218 号、最終改正：令和 4 年 11 月 18 日）に基づく港湾はない。

(2) 漁港の利用状況

対象事業実施区域及びその周囲における漁港の状況は、表 3.2-10 及び図 3.2-9 のとおりである。

表 3.2-10 漁港の状況

漁港種類	漁港名	所在地
第 1 種	木古内	木古内町

注：第 1 種：その利用範囲が地元の漁業を主とするもの

第 2 種：その利用範囲が第 1 種漁港よりも広く、第 3 種漁港に属しないもの

第 3 種：その利用範囲が全国的なもの

特定第 3 種：第 3 種漁港のうち水産業の振興上特に重要な漁港で政令で定めるもの

第 4 種：離島その他辺地において漁場の開発又は漁船の避難上特に必要なもの

〔「漁港一覧」（水産庁 HP、閲覧：令和 6 年 2 月）

〔「海しる 海洋状況表示システム」（海上保安庁 HP、閲覧：令和 6 年 2 月）より作成〕

(3) 漁業区域の状況

対象事業実施区域及びその周囲の海域における、「漁業法」（昭和 24 年法律第 267 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）に基づく海面漁業権の設定状況は、表 3.2-11 及び図 3.2-10 のとおりである。

表 3.2-11 海面漁業権の内容

種別	免許番号	漁業種類
共同漁業権	渡海共第 46 号	第一種：こんぶ漁業、のり漁業、ひじき漁業、ふのり漁業、まつも漁業、もずく漁業、わかめ漁業、あさり漁業、あわび漁業、たいらぎ漁業、つぶ漁業、ほっきがい漁業、うに漁業、えむし漁業、たこ漁業、なまこ漁業、ほや漁業
	渡海共第 51 号	第二種：かれい刺し網漁業、たなご刺し網漁業、ひらめ刺し網漁業、ほっけい・かれい・いか小型定置網漁業、ほっけい・かれい底建網漁業、はもどう漁業
定置漁業権	木さけ・かれい定第 2 号	さけ・かれい定置漁業

〔「海区漁場計画に関する告示・公告」（北海道 HP、閲覧：令和 6 年 2 月）より作成〕

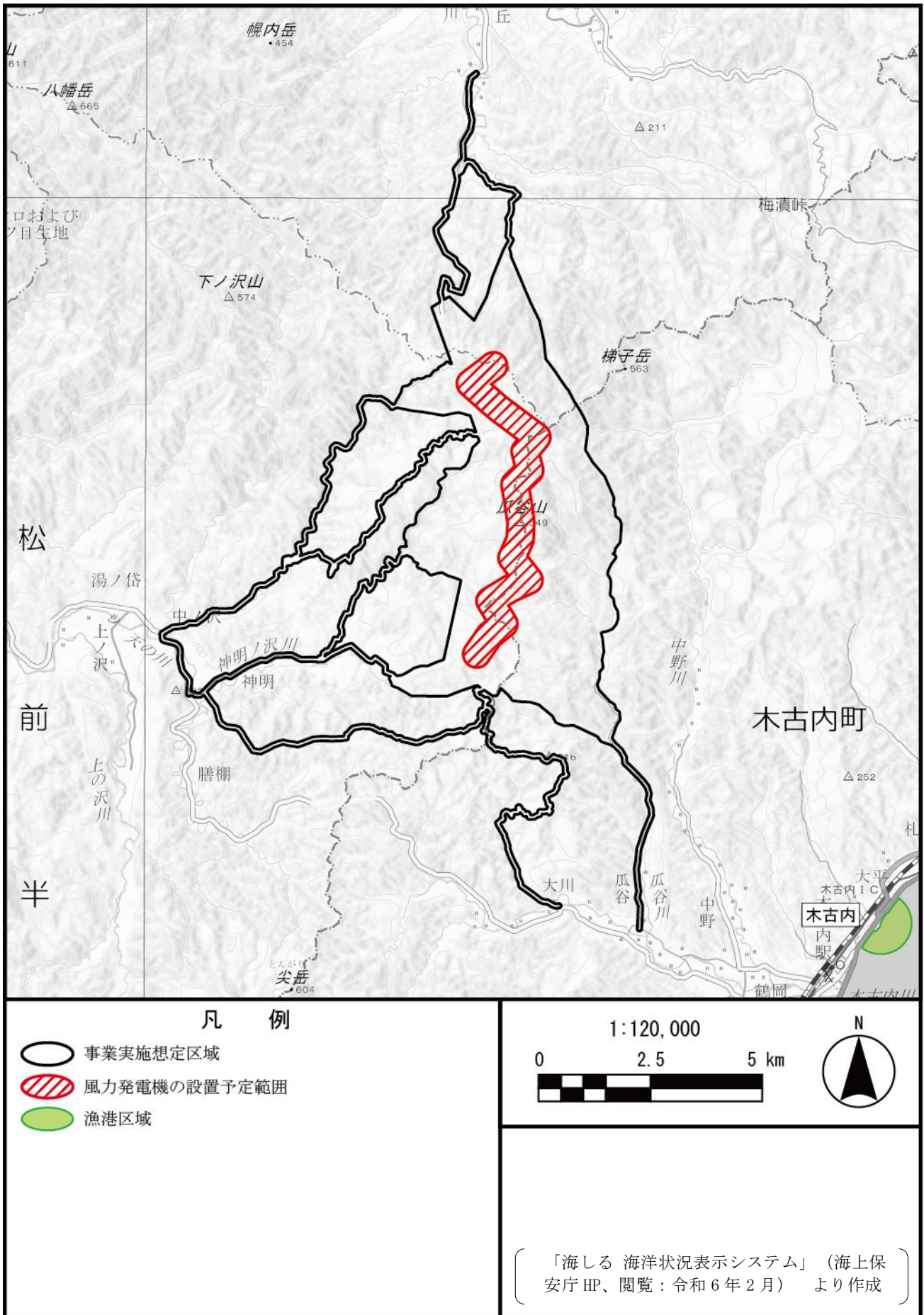


図 3.2-9 漁港の状況

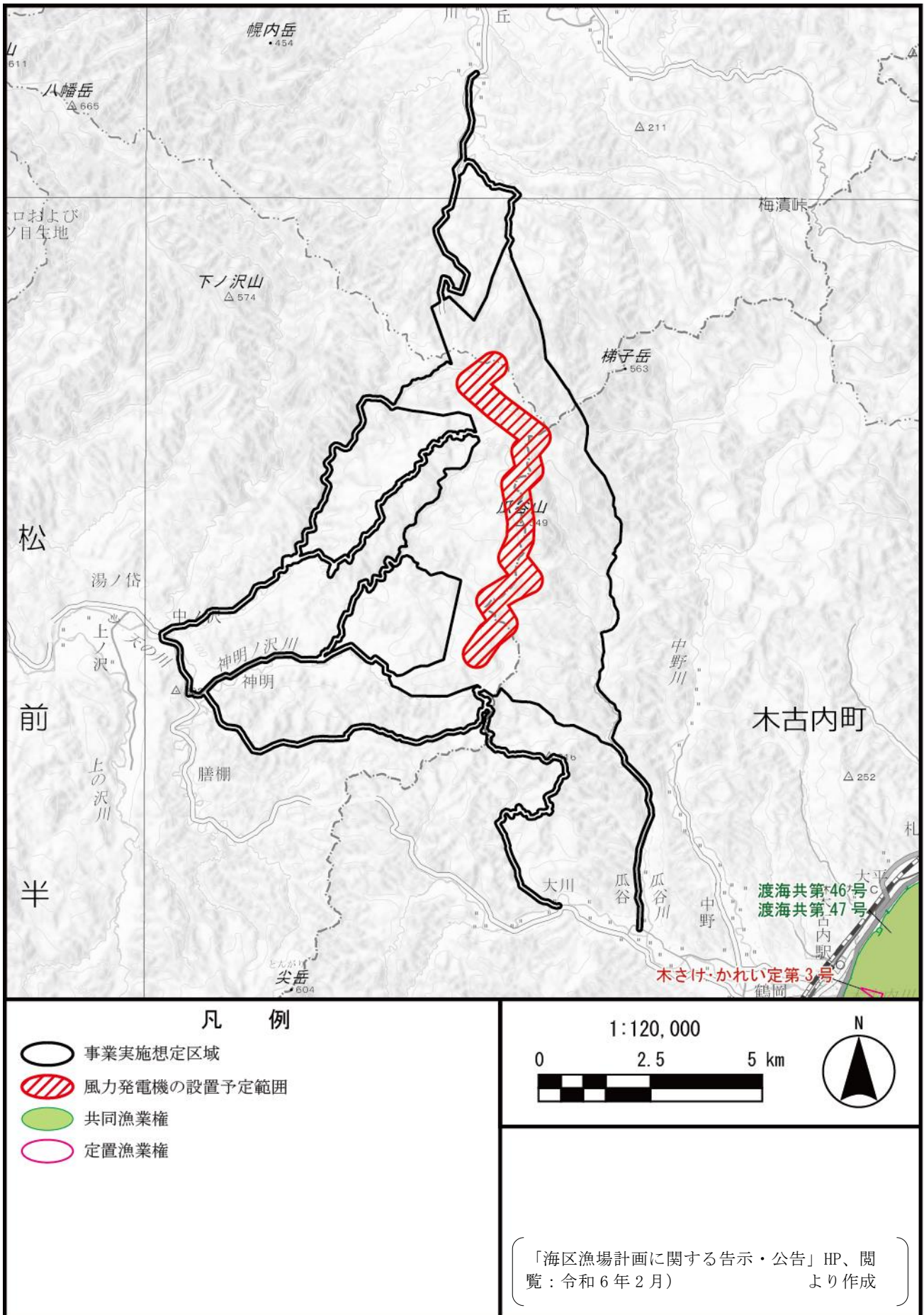


図 3.2-10 海面漁業権の設定状況

3. 地下水の利用状況

木古内町及び上ノ国町における水道の取水状況は表 3.2-9 のとおりである。事業実施想定区域及びその周囲における水道用水の取水地点は図 3.2-7 のとおりであり、伏流水の利用がある。

4. 湧水の利用

「湧水保全ポータルサイト」（環境省 HP、閲覧：令和 6 年 2 月）によると、事業実施想定区域及びその周囲に代表的な湧水はない。

5. 水資源保全地域

事業実施想定区域及びその周囲には、「北海道水資源の保全に関する条例」（平成 24 年北海道条例第 9 号）に基づく水資源保全地域はない。

3.2.4 交通の状況

1. 陸上交通の状況

事業実施想定区域及びその周囲における主要な道路は図 3.2-11 のとおりであり、主要地方道 5 号（江差木古内線）、一般道道 605 号（中野木古内停車場線）及び一般道道 812 号（館町福島線）等があげられる。令和 3 年度の主要な道路の交通状況は表 3.2-12、観測区間は図 3.2-11 のとおりである。

表 3.2-12 主要な道路の交通状況（令和 3 年度）

（単位：台）

路線名	番号	観測区間		交通量 (昼間 12 時間)	交通量 (24 時間)
		起点側	終点側		
一般国道 228 号	①	北斗市・木古内町境	木古内停車場線	<u>6,806</u>	<u>8,303</u>
主要地方道 5 号 (江差木古内線)	②	一般国道 228 号	館町福島線	965	1,129
	③	館町福島線	上ノ国町・木古内町境	<u>520</u>	<u>582</u>
	④	上ノ国町・木古内町境	木古内停車場線	547	613
	⑤	木古内停車場線	一般国道 228 号	2,584	3,101
主要地方道 29 号 (上磯厚沢部線)	⑥	茂辺地インター線	北斗市・厚沢部町境	<u>750</u>	<u>878</u>
	⑦	北斗市・厚沢部町境	館町福島線	<u>78</u>	<u>94</u>
一般道道 383 号 (木古内停車場線)	⑧	—	江差木古内線	1,841	2,209
一般道道 605 号 (中野木古内停車場線)	⑨	—	木古内停車場線	<u>1,421</u>	<u>1,691</u>
一般道道 634 号 (城丘江差線)	⑩	館町福島線	館町福島線	1,124	1,326
一般道道 812 号 (館町福島線)	⑪	—	城丘江差線	<u>819</u>	<u>958</u>
	⑫	—	江差木古内線	<u>819</u>	<u>958</u>

注：1. 表中の番号は、図 3.2-11 中の番号に対応している。

2. 昼間 12 時間及び 24 時間の観測時間帯は以下のとおりである。

昼間 12 時間観測：午前 7 時～午後 7 時

24 時間観測：午前 7 時～翌日午前 7 時または午前 0 時～翌日午前 0 時

3. 斜体字下線は交通量を観測していない区間における推定値であり、推定方法は以下のとおりである。

昼間 12 時間交通量：平成 27 年度調査単位区間の平成 27 年度交通量と、平成 27 年度及び令和 3 年度ともに交通量を観測した区間の交通量データを用いて推定した。

24 時間交通量：推定した昼間 12 時間交通量と昼夜率及び夜間 12 時間大型車混入率を用いて推定した。

4. 「—」は、出典に記載がないことを示す。

〔「令和 3 度全国道路・街路交通情勢調査 一般交通量調査結果」（国土交通省、令和 5 年）より作成〕

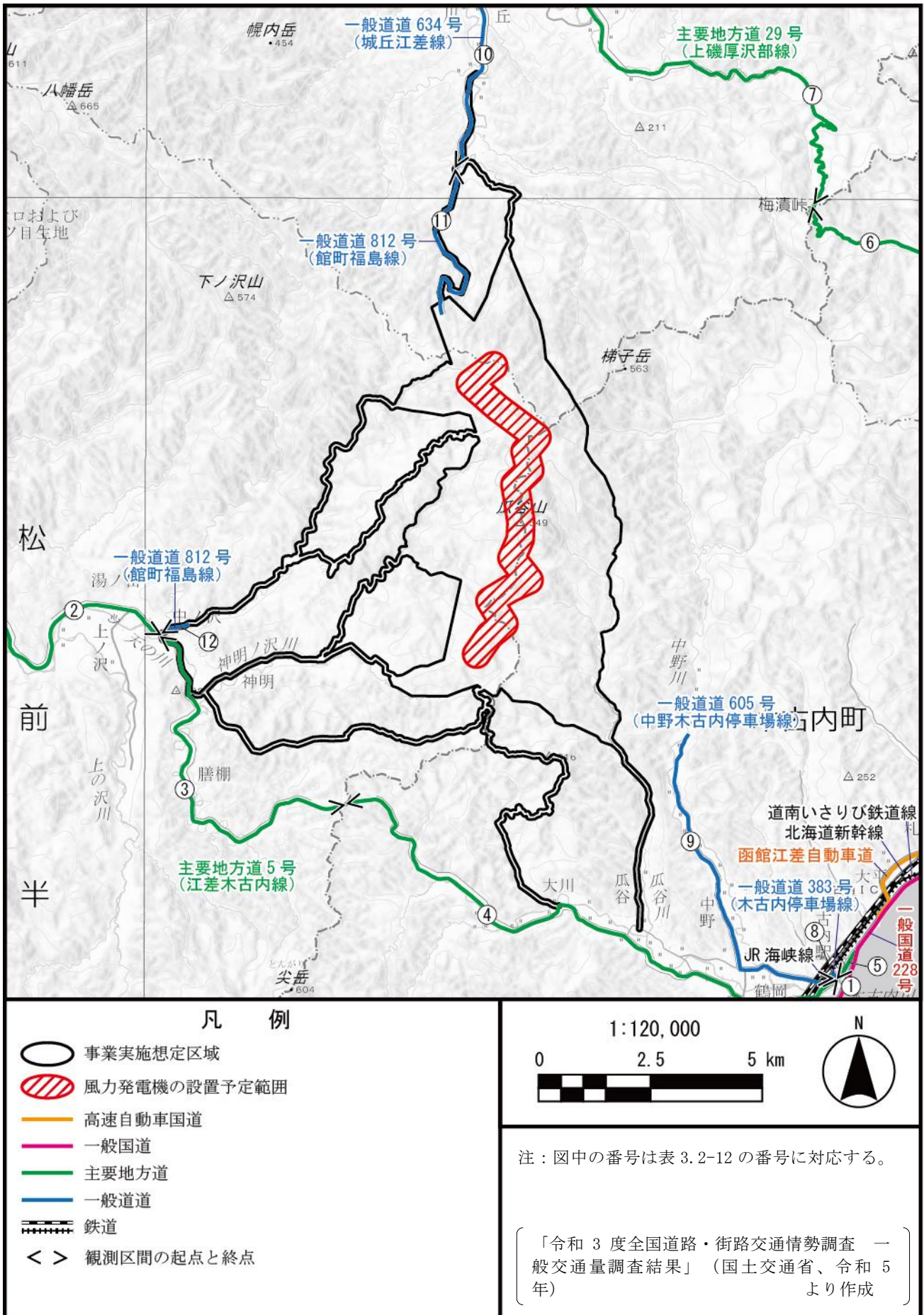


図 3.2-11 主要な道路と交通量観測区間

3.2.5 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況

環境保全について配慮が特に必要な施設として、学校、医療機関、福祉施設があげられる。事業実施想定区域及びその周囲には、配慮が特に必要な施設は表 3.2-13 及び図 3.2-12 のとおりである。

風力発電機から最寄りの配慮が特に必要な施設は、約 10.1km の位置にある「木古内中学校」である。

また、事業実施想定区域及びその周囲における住宅等の配置の概況は図 3.2-12 のとおりであり、風力発電機から最寄りの住宅等までの距離は約 4.6km である。事業実施想定区域内の既存道路の拡幅の可能性のある範囲に住宅等がある。

表 3.2-13 配慮が特に必要な施設

区分	番号	施設名	所在地
学校	1	木古内小学校	木古内町字本町 496-1
	2	木古内中学校	木古内町字木古内 194-5
医療機関	3	おおえ内科消化器科	木古内町字本町 559
	4	木古内町国保病院	木古内町字本町 710
保育所	5	永盛保育園	木古内町字本町 379
福祉施設	6	特別養護老人ホームいさりび	木古内町字本町 704
	7	クループホーム杉の木	木古内町字本町 52-1
	8	小規模多機能型居宅介護施設さくら	木古内町字木古内 186-10

注：表中の番号は図 3.2-12 中の番号に対応している。

「町内学校一覧」（木古内町 HP、閲覧：令和 6 年 2 月）
「北海道医療機能情報システム」（北海道 HP、閲覧：令和 6 年 2 月）
「道内認可保育所一覧表」（北海道 HP、閲覧：令和 6 年 2 月）
「介護事務所・生活関連情報検索」（厚生労働省 HP、閲覧：令和 6 年 2 月）より作成

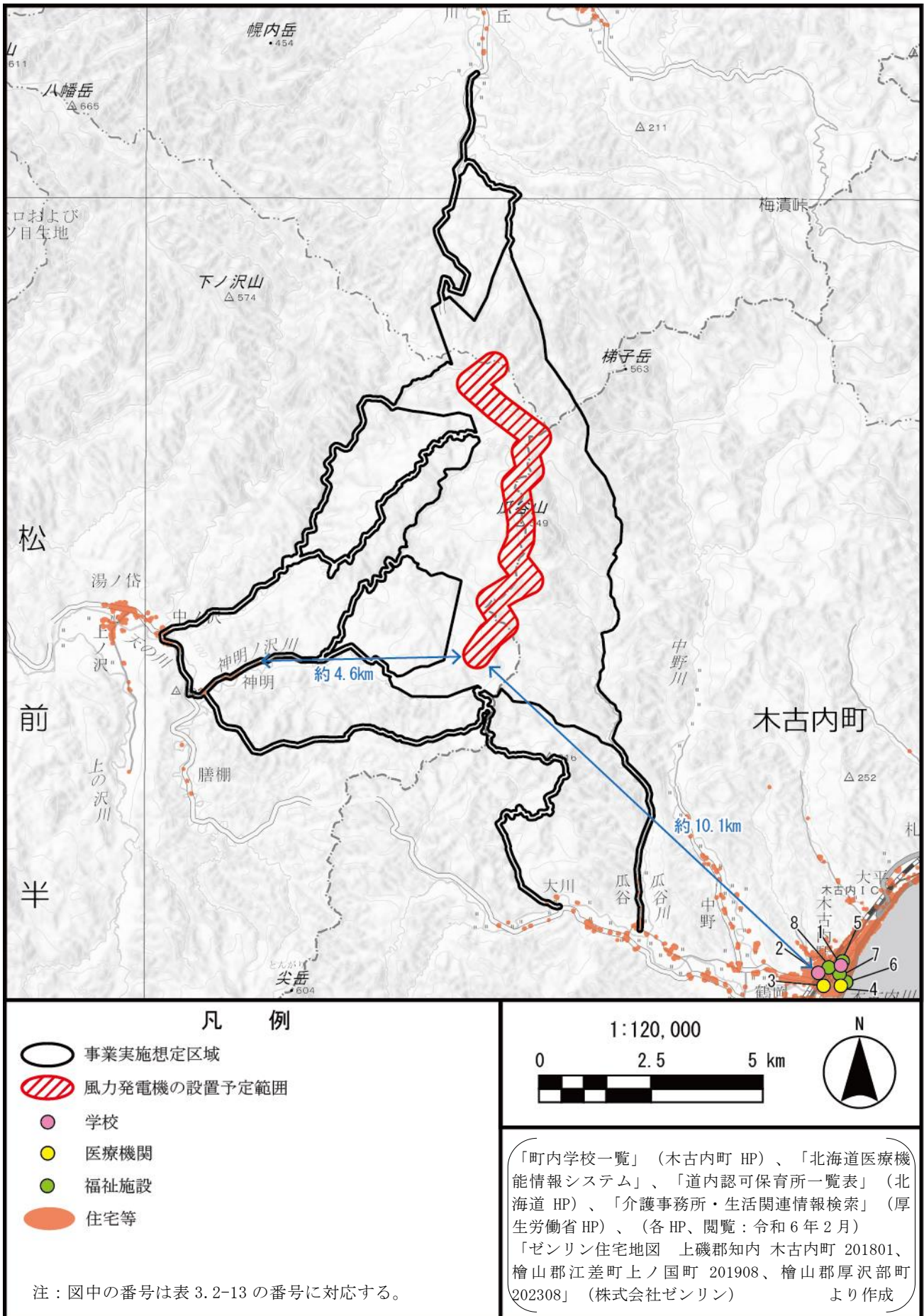


図 3.2-12 配慮が特に必要な施設の位置及び住宅等の配置の概況

3.2.6 下水道の整備の状況

木古内町、上ノ国町、厚沢部町及び北海道における令和4年度末の下水道処理人口普及状況は、表3.2-14のとおりである。下水道処理人口普及率は木古内町で62.6%、上ノ国町で65.0%であり、厚沢部町は下水道事業未着手である。

表3.2-14 下水道処理人口普及状況（令和4年度末）

区分	普及率（%）	処理人口（人）	行政人口（人）
木古内町	62.6	2,298	3,671
上ノ国町	65.0	2,809	4,321
厚沢部町	0.0	0	3,463
北海道	91.9	4,697,563	5,112,883

注：下水道処理人口普及率（%）＝下水道供用開始公示済区域内人口／行政人口×100

〔「北海道の下水道・汚水処理普及状況」（北海道HP、閲覧：令和6年2月）より作成〕

3.2.7 廃棄物の状況

1. 一般廃棄物の状況

木古内町、上ノ国町、厚沢部町及び北海道における令和3年度の一般廃棄物（ごみ）の状況は、表3.2-15のとおりである。ごみの総排出量は木古内町で1,320t、上ノ国町で1,340t、厚沢部町で1,252tとなっている。

表3.2-15 一般廃棄物（ごみ）の処理状況（令和3年度）

区分		木古内町	上ノ国町	厚沢部町	北海道
ごみ総排出量	計画収集量（t）	972	1,114	1,045	1,461,861
	直接搬入量（t）	348	226	207	210,818
	集団回収量（t）	0	0	0	108,636
	合計（t）	1,320	1,340	1,252	1,781,315
ごみ処理量	直接焼却量（t）	1,133	909	906	1,078,253
	直接最終処分量（t）	0	15	12	120,308
	焼却以外の中間処理量（t）	187	416	334	443,220
	直接資源化量（t）	0	0	0	32,719
	合計（t）	1,320	1,340	1,252	1,674,500
中間処理後再生利用量（t）		112	43	40	277,715
リサイクル率（%）		8.5	3.2	3.2	23.5
最終処分量（t）		175	237	226	283,015

注：リサイクル率：（直接資源化量+中間処理後再生利用量+集団回収量）／（ごみ処理量+集団回収量）×100

〔「令和3年度環境省一般廃棄物処理実態調査結果」（環境省HP、閲覧：令和6年2月）より作成〕

2. 産業廃棄物の状況

事業実施想定区域の位置する渡島総合振興局（函館市以外）、檜山振興局及び北海道における産業廃棄物の状況は、表3.2-16のとおりである。

また、事業実施想定区域から半径50kmの範囲における中間処理施設及び最終処分場の施設数は表3.2-17のとおりであり、分布状況は図3.2-13のとおりである。

表 3.2-16 産業廃棄物の状況（令和 2 年度）

（単位：t）

区分	発生量	有価物量	排出量				
			合計	再生利用量	減量化量	自己保管・ その他等量	最終処分量
渡島総合振興局 (函館市以外)	1,488,128	31,160	1,456,968	965,541	482,312	39	9,076
檜山振興局	233,793	1,287	232,506	164,755	61,795	—	5,955
北海道	41,346,340	1,420,831	39,925,509	24,555,924	14,615,225	2,967	751,393

注：「—」は、出典に記載がないことを示す。

〔「令和 2 年度（2020 年度）北海道産業廃棄物処理状況調査報告書」（北海道、令和 4 年）より作成〕

表 3.2-17 産業廃棄物処理施設数

都道府県	振興局	市町村	中間処理施設数	最終処分場数
北海道	渡島総合振興局	函館市	16	1
		北斗市	12	3
		松前町	1	0
		福島町	1	0
		知内町	5	1
		木古内町	1	0
		七飯町	4	0
		森町	3	0
	檜山振興局	八雲町	6	1
		江差町	3	1
		上ノ国町	1	0
		厚沢部町	2	0
		乙部町	1	1
青森県		大間町	1	0
合 計			56	8

注：函館市は令和 5 年 10 月 1 日現在、その他は令和 5 年 3 月 31 日現在、青森県は令和 5 年 9 月現在の情報の情報である。

（北海道環境生活部環境保全局循環型社会推進課へのヒアリング（実施：令和 5 年 6 月）
「函館市内の許可業者名簿について」（函館市 HP、閲覧：令和 6 年 2 月）
「産業廃棄物処理業者名簿」（青森県 HP、閲覧：令和 6 年 2 月）より作成）

3.2.8 環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の環境の保全に関する施策の内容

1. 公害関係法令等

(1) 環境基準等

① 大気汚染

大気汚染に係る環境基準は、「環境基本法」（平成5年法律第91号、最終改正：令和3年5月19日）に基づき全国一律に定められており、その内容は表3.2-18(1)のとおりである。また、ベンゼン等の有害大気汚染物質については、表3.2-18(2)の基準がそれぞれ定められている。

表 3.2-18(1) 大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件
二酸化いおう	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。
微小粒子状物質	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。

備考：1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。
 2. 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10μm以下のものをいう。
 3. 二酸化窒素について、1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内にある地域にあつては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることをとらないよう努めるものとする。
 4. 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。
 5. 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が2.5μmの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。

〔「大気の汚染に係る環境基準について」（昭和48年環境庁告示第25号、最終改正：平成8年10月25日）
 「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和53年環境庁告示第38号、最終改正：平成8年10月25日）
 「微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準について」（平成21年環境省告示第33号）より作成〕

表 3.2-18(2) 大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。
トリクロロエチレン	1年平均値が0.13mg/m ³ 以下であること。
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。

備考：1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。
 2. ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。

〔「ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準について」（平成9年環境庁告示第4号、最終改正：平成30年11月19日）より作成〕

② 騒音

騒音に係る環境基準は、騒音に係る環境上の条件について生活環境を保全し、人の健康を保護するうえで維持されることが望ましい基準として、「環境基本法」（平成5年法律第91号、最終改正：令和3年5月19日）に基づき定められている。北海道では表3.2-19のとおり、都市計画の用途地域に応じた地域の類型指定を行っている。騒音に係る環境基準は表3.2-20のとおりである。なお、事業実施想定区域及びその周囲において、騒音に係る類型の指定はない。

表 3.2-19 騒音・振動の区域区分と都市計画の用途地域

騒音の区域区分	振動の区域区分	都市計画の用途地域
第1種区域	第1種区域	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 ^{※1} 第2種中高層住居専用地域 ^{※1}
第2種区域		第1種中高層住居専用地域 ^{※2} 第2種中高層住居専用地域 ^{※2} 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域
第3種区域	第2種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域
第4種区域		工業地域

注：※1. 第1種並びに第2種中高層住居専用地域のうち、中高層住宅が一団地として、建設されている地区

※2. 第1種並びに第2種中高層住居専用地域のうち、上記以外の区域

〔「騒音規制法、振動規制法及び悪臭防止法の手引き」（北海道環境生活部、平成30年）より作成〕

表 3.2-20(1) 騒音に係る環境基準（一般地域）

地域の類型	基準値	
	昼 間 (6:00~22:00)	夜 間 (22:00~6:00)
AA	50 デシベル以下	40 デシベル以下
A 及び B	55 デシベル以下	45 デシベル以下
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下

注：AA 地域：未指定

A 地域：騒音規制法に基づく第1種区域・第2種区域（第2種区域にあつては、都市計画法による第1種・第2種低層住居専用地域、第1種・第2種中高層住居専用地域に限る。）

B 地域：騒音規制法に基づく第2種区域（A 地域を除く。）

C 地域：騒音規制法に基づく第3種区域・第4種区域（両区域とも工業専用地域を除く。）

〔「騒音に係る環境基準について」（平成10年環境庁告示第64号、最終改正：令和2年3月30日）
「騒音規制法、振動規制法及び悪臭防止法の手引き」（北海道環境生活部、平成30年）より作成〕

表 3.2-20(2) 騒音に係る環境基準（道路に面する地域）

地域の区分	基準値	
	昼間 (6:00～22:00)	夜間 (22:00～6:00)
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

備考：車線とは、1縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

〔「騒音に係る環境基準について」（平成10年環境庁告示第64号、最終改正：令和2年3月30日）より作成〕

表 3.2-20(3) 騒音に係る環境基準（幹線交通を担う道路に近接する空間）

基準値	
昼間 (6:00～22:00)	夜間 (22:00～6:00)
70 デシベル以下	65 デシベル以下

備考：個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては45 デシベル以下、夜間にあっては40 デシベル以下）によることができる。

〔「騒音に係る環境基準について」（平成10年環境庁告示第64号、最終改正：令和2年3月30日）より作成〕

③ 水質汚濁

公共用水域と地下水の水質に係る環境基準は、「環境基本法」（平成5年法律第91号、最終改正：令和3年5月19日）に基づき定められている。

環境基準のうち、「人の健康の保護に関する環境基準」は、表 3.2-21 のとおり、全公共用水域について一律に定められている。

「生活環境の保全に関する環境基準」は、表 3.2-22～表 3.2-24 のとおり、河川、湖沼、海域ごとに利用目的、水生生物の生息状況及び水生生物が生息・再生産する場の適応性に応じた水域類型が設けられ、基準値が定められている。

事業実施想定区域及びその周囲において、公共用水域の環境基準の類型指定はない。

地下水の水質汚濁に係る環境基準は、表 3.2-25 のとおりすべての地下水について定められている。

表 3.2-21 人の健康の保護に関する環境基準

項 目	基 準 値
カドミウム	0.003mg/L 以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.02mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと
PCB	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
チウラム	0.006mg/L 以下
シマジン	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下
セレン	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
ふっ素	0.8mg/L 以下
ほう素	1mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下
備考：1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。 2. 「検出されないこと」とは、定められた方法で測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。 3. 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。 4. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。	

〔「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号、最終改正：令和 5 年 3 月 13 日）より作成〕

表 3.2-22(1) 生活環境の保全に関する環境基準（湖沼を除く河川）

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的酸 素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	水道 1 級 自然環境保全及び A 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	20CFU/ 100mL 以下
A	水道 2 級 水産 1 級 水 浴 及び B 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300CFU/ 100mL 以下
B	水道 3 級 水産 2 級 及び C 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	1,000CFU/ 100mL 以下
C	水産 3 級 工業用水 1 級 及び D 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	—
D	工業用水 2 級 農業用水 及び E の欄に掲げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	—
E	工業用水 3 級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2mg/L 以上	—
<p>備考：1. 基準値は、日間平均値とする。ただし、大腸菌数に係る基準値については、90%水質値（年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べた際の 0.9×n 番目（n は日間平均値のデータ数）のデータ値（0.9×n が整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。））とする。</p> <p>2. 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/L 以上とする。</p> <p>3. 水道 1 級を利用目的としている地点（自然環境保全を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数 100CFU/100mL 以下とする。</p> <p>4. 水産 1 級、水産 2 級及び水産 3 級については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない。</p> <p>5. 大腸菌数に用いる単位は CFU（コロニー形成単位（Colony Forming Unit））/100mL とし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。</p>						

注：1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2. 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

3. 水産 1 級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用

水産 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用

水産 3 級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用

4. 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

工業用水 3 級：特殊の浄水操作を行うもの

5. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

〔「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号、最終改正：令和 5 年 3 月 13 日）より作成〕

表 3.2-22(2) 生活環境の保全に関する環境基準（湖沼を除く河川）

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下

備考：基準値は、年間平均値とする。

〔「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号、最終改正：令和 5 年 3 月 13 日）より作成〕

表 3.2-23(1) 生活環境の保全に関する環境基準（湖沼）

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素要求量 (COD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	水道 1 級 水産 1 級 自然環境保全 及び A 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/L 以下	1mg/L 以下	7.5mg/L 以上	20CFU/ 100mL 以下
A	水道 2、3 級 水産 2 級 水浴 及び B 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/L 以下	5mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300CFU/ 100mL 以下
B	水産 3 級 工業用水 1 級 農業用水 及び C の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以下	15mg/L 以下	5mg/L 以上	—
C	工業用水 2 級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	8mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2mg/L 以上	—

備考：1. 水産 1 級、水産 2 級及び水産 3 級については、当分の間、浮遊物質の項目の基準値は適用しない。
2. 水道 1 級を利用目的としている地点（自然環境保全を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数 100CFU/100mL 以下とする。
3. 水道 3 級を利用目的としている地点（水浴又は水道 2 級を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数 1,000CFU/100mL 以下とする。
4. 大腸菌数に用いる単位は CFU（コロニー形成単位 (Colony Forming Unit)）/100mL とし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。

注：1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2. 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道 2、3 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

3. 水産 1 級：ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の生物用水産生物用

水産 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産 3 級の生物用水産生物用

水産 3 級：コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用

4. 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの

5. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

〔「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号、最終改正：令和 5 年 3 月 13 日）より作成〕

表 3.2-23(2) 生活環境の保全に関する環境基準（湖沼）

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全磷
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの	0.1mg/L 以下	0.005mg/L 以下
Ⅱ	水道 1、2、3 級（特殊なものを除く。） 水産 1 種 水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの	0.2mg/L 以下	0.01mg/L 以下
Ⅲ	水道 3 級（特殊なもの）及びⅣ以下の欄に掲げるもの	0.4mg/L 以下	0.03mg/L 以下
Ⅳ	水産 2 種及びⅤの欄に掲げるもの	0.6mg/L 以下	0.05mg/L 以下
Ⅴ	水産 3 種 工業用水 農業用水 環境保全	1mg/L 以下	0.1mg/L 以下
備考：1. 湖沼とは、天然湖沼及び貯水量が 1,000 万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留期間が 4 日間以上である人工湖をいう。 2. 基準値は、年間平均値とする。 3. 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。 4. 農業用水については、全磷の項目の基準値は適用しない。			

注：1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2. 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 水道 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 水道 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの（「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。）
 3. 水産 1 種：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産 2 種及び水産 3 種の水産生物用
 水産 2 種：ワカサギ等の水産生物用及び水産 3 種の水産生物用
 水産 3 種：コイ、フナ等の水産生物用
 4. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度
 [「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号、最終改正：令和 5 年 3 月 13 日）より作成]

表 3.2-23(3) 生活環境の保全に関する環境基準（湖沼）

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下
備考：基準値は、年間平均値とする。				

[「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号、最終改正：令和 5 年 3 月 13 日）より作成]

表 3.2-23(4) 生活環境の保全に関する環境基準（湖沼）

項目 類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値	
		底層溶存酸素量	
生物1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	4.0mg/L 以上	
生物2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	3.0mg/L 以上	
生物3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L 以上	

備考：基準値は、日間平均値とする。

〔「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年環境庁告示第59号、最終改正：令和5年3月13日）より作成〕

表 3.2-24(1) 生活環境の保全に関する環境基準（海域）

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	化学的酸素 要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数	n-ヘキサン抽出 物質 (油分等)
A	水産1級 水浴 自然環境保全及び B以下の欄に掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	2mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300CFU/ 100mL 以下	検出されないこと
B	水産2級 工業用水及び Cの欄に掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	3mg/L 以下	5mg/L 以上	—	検出されないこと
C	環境保全	7.0 以上 8.3 以下	8mg/L 以下	2mg/L 以上	—	—

備考：1. 自然環境保全を利用目的としている地点については、大腸菌数 20CFU/100mL 以下とする。

2. 大腸菌数に用いる単位は CFU (コロニー形成単位 (Colony Forming Unit)) /100mL とし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニーの数を数えることで算出する。

注：1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2. 水産1級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用

水産2級：ボラ、ノリ等の水産生物用

3. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

〔「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年環境庁告示第59号、最終改正：令和5年3月13日）より作成〕

表 3.2-24(2) 生活環境の保全に関する環境基準（海域）

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全燐
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの（水産2種及び3種を除く。）	0.2mg/L 以下	0.02mg/L 以下
II	水産1種 水浴及びIII以下の欄に掲げるもの（水産2種及び3種を除く。）	0.3mg/L 以下	0.03mg/L 以下
III	水産2種及びIVの欄に掲げるもの（水産3種を除く。）	0.6mg/L 以下	0.05mg/L 以下
IV	水産3種 工業用水 生物生息環境保全	1mg/L 以下	0.09mg/L 以下

備考：1. 基準値は、年間平均値とする。

2. 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。

注：1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2. 水産1種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される

水産2種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される

水産3種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される

3. 生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度

〔「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年環境庁告示第59号、最終改正：令和5年3月13日）より作成〕

表 3.2-24(3) 生活環境の保全に関する環境基準（海域）

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物 A	水生生物の生息する水域	0.02mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.01mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.01mg/L 以下	0.0007mg/L 以下	0.006mg/L 以下

備考：基準値は、年間平均値とする。

〔「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号、最終改正：令和 5 年 3 月 13 日）より作成〕

表 3.2-24(4) 生活環境の保全に関する環境基準（海域）

項目 類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値
		底層溶存酸素量
生物 1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	4.0mg/L 以上
生物 2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	3.0mg/L 以上
生物 3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L 以上

備考：基準値は、日間平均値とする。

〔「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号、最終改正：令和 5 年 3 月 13 日）より作成〕

表 3.2-25 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項 目	基 準 値
カドミウム	0.003mg/L 以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.02mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと
PCB	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
チウラム	0.006mg/L 以下
シマジン	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下
セレン	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
ふっ素	0.8mg/L 以下
ほう素	1 mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下
備考：1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。 2. 「検出されないこと」とは、定められた方法で測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。 3. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 K0102 の 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 K0102 の 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。 4. 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 により測定されたシス体の濃度と規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。	

「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」（平成 9 年環境庁告示第 10 号、
最終改正：令和 3 年 10 月 7 日）より作成

④ 土壌汚染

土壌汚染に係る環境基準は、「環境基本法」（平成 5 年法律第 91 号、最終改正：令和 3 年 5 月 19 日）に基づき全国一律に定められている。土壌汚染に係る環境基準は表 3.2-26 のとおりである。

表 3.2-26 土壌汚染に係る環境基準

項 目	環 境 上 の 条 件
カドミウム	検液 1L につき 0.003mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1kg につき 0.4mg 以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
六価クロム	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。
砒素	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌 1kg につき 15mg 未満であること。
総水銀	検液 1L につき 0.0005mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る。）において、土壌 1kg につき 125mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
クロロエチレン（別名塩化ビニル 又は塩化ビニルモノマー）	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1mg 以下であること。
1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
セレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
ふっ素	検液 1L につき 0.8mg 以下であること。
ほう素	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,4-ジオキサン	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。
備考：1. 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。 2. カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水面から離れており、かつ、原状において当該地下水のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1L につき 0.003mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg 及び 1mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1L につき 0.009mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg 及び 3mg とする。 3. 「検液中に検出されないこと」とは、定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。 4. 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN をいう。 5. 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 より測定されたシス体の濃度と日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 より測定されたトランス体の濃度の和とする。	

注：環境基準は、汚染がもつぱら自然的原因によることが明らかであると認められる場所及び原材料の堆積場、廃棄物の埋立地その他の上表の項目の欄に掲げる項目に係る物質の利用又は処分を目的として現にこれらを集積している施設に係る土壌については、適用しない。

〔「土壌の汚染に係る環境基準について」（平成 3 年環境庁告示第 46 号、最終改正：令和 2 年 4 月 2 日）より作成〕

⑤ ダイオキシン類

ダイオキシン類に係る環境基準は「ダイオキシン類対策特別措置法」（平成 11 年法律第 105 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）に基づき、表 3.2-27 のとおり定められている。

表 3.2-27 ダイオキシン類に係る環境基準

媒体	基準値
大気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下
水質（水底の底質を除く。）	1pg-TEQ/L 以下
水底の底質	150pg-TEQ/g 以下
土壌	1,000pg-TEQ/g 以下
備考	
1. 基準値は 2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。 2. 大気及び水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。 3. 土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出又は高圧流体抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計、ガスクロマトグラフ四重極形質量分析計又はガスクロマトグラフタンデム質量分析計により測定する方法（この表の土壌の欄に掲げる測定方法を除く。以下「簡易測定方法」という。）により測定した値（以下「簡易測定値」という。）に 2 を乗じた値を上限、簡易測定値に 0.5 を乗じた値を下限とし、その範囲内の値をこの表の土壌の欄に掲げる測定方法により測定した値とみなす。 4. 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が 250pg-TEQ/g 以上の場合 簡易測定方法により測定した場合にあっては、簡易測定値に 2 を乗じた値が 250pg-TEQ/g 以上の場合）には、必要な調査を実施することとする。	

- 注：1. 大気の汚染に係る環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない。
 2. 水質の汚濁（水底の底質の汚染を除く。）に係る環境基準は、公共用水域及び地下水について適用する。
 3. 水底の底質の汚染に係る環境基準は、公共用水域の水底の底質について適用する。
 4. 土壌の汚染に係る環境基準は、廃棄物の埋立地その他の場所であって、外部から適切に区別されている施設に係る土壌については適用しない。

「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準について」（平成 11 年環境庁告示第 68 号、最終改正：令和 4 年 11 月 25 日）より作成

(2) 規制基準等

① 大気汚染

いおう酸化物の一般排出基準については、「大気汚染防止法施行規則」（昭和 46 年厚生省・通商産業省令第 1 号、最終改正：令和 5 年 6 月 23 日）に基づき、地域の区分ごとに排出基準（K 値）が定められており、木古内町、上ノ国町及び厚沢部町は 17.5 となっている。

また、ばいじん、有害物質の一般排出基準については、「大気汚染防止法」（昭和 43 年法律第 97 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）に基づき、発生施設の種類、規模ごとに排出基準値が定められているが、本事業ではそれらが適用されるばい煙発生施設は設置しない。

② 騒音

騒音の規制に関しては、「騒音規制法」（昭和 43 年法律第 98 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）に基づき、特定工場から発生する騒音の規制基準、特定建設作業に伴って発生する騒音に関する規制基準及び自動車等から発生する騒音の要請限度が定められている。

騒音に関する規制基準は表 3.2-28～表 3.2-31 のとおりである。なお、事業実施想定区域及びその周囲には規制地域の指定はない。

表 3.2-28 特定工場等において発生する騒音の規制基準

時間の区分 区域の区分	朝 (6:00～8:00)	昼間 (8:00～19:00)	夕 (19:00～22:00)	夜間 (22:00～6:00)
第 1 種区域	40 デシベル	45 デシベル	40 デシベル	40 デシベル
第 2 種区域	45 デシベル	55 デシベル	45 デシベル	40 デシベル
第 3 種区域	55 デシベル	65 デシベル	55 デシベル	50 デシベル
第 4 種区域	65 デシベル	70 デシベル	65 デシベル	60 デシベル

注：区域の区分は表 3.2-19 による。

〔「騒音規制法、振動規制法及び悪臭防止法の手引き」（北海道環境生活部、平成 30 年）より作成〕

表 3.2-29 騒音に係る特定建設作業

作 業	
1	くい打機（もんけんを除く。）、くい抜機又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業（くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。）
2	びょう打機を使用する作業
3	さく岩機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50m を超えない作業に限る。）
4	空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が 15kW 以上のものに限る。）を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く。）
5	コンクリートプラント（混練機の混練容量が 0.45m ³ 以上のものに限る。）又はアスファルトプラント（混練機の混練重量が 200kg 以上のものに限る。）を設けて行う作業（モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。）
6	バックホウ（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が 80kW 以上のものに限る。）を使用する作業
7	トラクターショベル（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が 70kW 以上のものに限る。）を使用する作業
8	ブルドーザー（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が 40kW 以上のものに限る。）を使用する作業

〔「騒音規制法施行令」（昭和 43 年政令第 324 号、最終改正：令和 3 年 12 月 24 日）より作成〕

表 3.2-30 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制基準

規制種別 区域の区分	基準値	作業時刻	1日当たりの作業時間	作業期間	作業日
第1号区域	85 デシベル	19:00~7:00の 時間内でないこと	10時間を超えないこと	連続6日を超えないこと	日曜日その他の 休日でないこと
第2号区域		22:00~6:00の 時間内でないこと	14時間を超えないこと		

注：1. 1号区域：騒音規制法による規制地域のうち、第1種区域・第2種区域の全域
騒音規制法による規制地域のうち、第3種区域・第4種区域内の下記に掲げる施設の敷地の周囲
おおむね80m以内の区域

- ・学校教育法に規定する学校
- ・児童福祉法に規定する保育所
- ・医療法に規定する病院及び診療所のうち入院施設を有するもの
- ・図書館法に規定する図書館
- ・老人福祉法に規定する特別養護老人ホーム
- ・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に規定する幼保連携型認定こども園

2. 2号区域：騒音規制法による規制地域で、上記以外の地域
 [「騒音規制法、振動規制法及び悪臭防止法の手引き」(北海道環境生活部、平成30年)より作成]

表 3.2-31 指定地域内における自動車騒音の要請限度

区域の区分	時間の区分	
	昼間 (6:00~22:00)	夜間 (22:00~6:00)
A区域及びB区域のうち、1車線を有する道路に面する区域	65 デシベル以下	55 デシベル以下
A区域のうち、2車線以上の車線を有する道路に面する区域	70 デシベル以下	65 デシベル以下
B区域のうち、2車線以上の車線を有する道路に面する区域及び C区域のうち、車線を有する道路に面する区域	75 デシベル以下	70 デシベル以下

注：A区域：騒音規制法に基づく第1種区域・第2種区域(第2種区域にあつては、都市計画法による第1種・第2種低層住居専用地域、第1種・第2種中高層住居専用地域に限る。)
 B区域：騒音規制法に基づく第2種区域(A区域を除く。)
 C区域：騒音規制法に基づく第3種区域・第4種区域(両区域とも工業専用地域を除く。)
 [「騒音規制法、振動規制法及び悪臭防止法の手引き」(北海道環境生活部、平成30年)より作成]

③ 振動

振動の規制に関しては、「振動規制法」(昭和51年法律第64号、最終改正：令和4年6月17日)に基づき、規制地域を指定して特定工場等における事業活動及び建設工事に伴って発生する振動の規制基準並びに道路交通振動の要請限度が定められている。

振動に関する規制基準は表3.2-32~表3.2-35のとおりである。なお、事業実施想定区域及びその周囲には規制地域の指定はない。

表 3.2-32 特定工場等において発生する振動の規制基準

区域の区分	時間の区分	昼間 (8:00~19:00)	夜間 (19:00~8:00)
第1種区域		60 デシベル	55 デシベル
第2種区域		65 デシベル	60 デシベル

注：区域の区分は表3.2-19による。
 [「騒音規制法、振動規制法及び悪臭防止法の手引き」(北海道環境生活部、平成30年)より作成]

表 3.2-33 振動に係る特定建設作業

作 業	
1	くい打機（もんけん及び圧入式くい打機を除く。）、くい抜機（油圧式くい抜機を除く。）又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業
2	鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業
3	舗装版破碎機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50m を超えない作業に限る。）
4	ブレーカー（手持式のものを除く。）を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50m を超えない作業に限る。）

〔「振動規制法施行令」（昭和 51 年政令第 280 号、最終改正：令和 3 年 12 月 24 日）より作成〕

表 3.2-34 特定建設作業において発生する振動の規制基準

規制内容 区域の区分	敷地境界における基準値	作業可能時刻	最大作業時間	最大連続作業日数	作業日
1 号区域	75	午前 7 時～午後 7 時	1 日あたり 10 時間	連続 6 日間	日曜その他の 休日を除く日
2 号区域		午前 6 時～午後 10 時	1 日あたり 14 時間		

注：1. 1 号区域：法第 3 条第 1 項の規定により指定された区域のうち、第 1 種区域の全域及び第 2 種区域内の次の施設の敷地の周囲おおむね 80m の区域内

- ・学校教育法（昭和 23 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校
- ・児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 7 条に規定する保育所
- ・医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有するもの
- ・図書館法（昭和 25 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する図書館
- ・老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホーム
- ・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園

2. 2 号区域：法第 3 条第 1 項の規定により指定された地域のうち、前号に掲げる区域以外の区域

〔「騒音規制法、振動規制法及び悪臭防止法の手引き」（北海道環境生活部、平成 30 年）より作成〕

表 3.2-35 道路交通振動の要請限度

時間の区分 区域の区分	昼間 (8:00～19:00)	夜間 (19:00～8:00)
第 1 種区域	65 デシベル	60 デシベル
第 2 種区域	70 デシベル	65 デシベル

注：1. 振動の測定場所は、道路の敷地の境界線とする。

2. 区域の区分は表 3.2-19 による。

〔「振動規制法施行規則」（昭和 51 年総理府令第 58 号、最終改正：令和 3 年 3 月 25 日）より作成〕

④ 水質汚濁

事業実施想定区域及びその周囲における工場及び事業場からの排水については、「水質汚濁防止法」（昭和 45 年法律第 138 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）に基づき、全国一律の排水基準（有害物質 28 物質、生活環境 15 項目）が、表 3.2-36 のとおり定められているが、本事業ではこれらが適用される特定事業場は設置しない。

また、北海道においては、「水質汚濁防止法第 3 条第 3 項の規定に基づく排水基準を定める条例」（昭和 47 年北海道条例第 27 号）により、区域に応じた上乘せ排水基準が設定されているが、事業実施想定区域及びその周囲において適応される区域の設定はない。なお、本事業は規制対象事業にはなっていない。

表 3.2-36(1) 水質汚濁に係る一律排水基準（有害物質）

有害物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物	0.03mgCd/L
シアン化合物	1mgCN/L
有機リン化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。）	1mg/L
鉛及びその化合物	0.1mgPb/L
六価クロム化合物	0.2mgCr(VI)/L
砒素及びその化合物	0.1mgAs/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005mgHg/L
アルキル水銀化合物	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル	0.003mg/L
トリクロロエチレン	0.1mg/L
テトラクロロエチレン	0.1mg/L
ジクロロメタン	0.2mg/L
四塩化炭素	0.02mg/L
1,2-ジクロロエタン	0.04mg/L
1,1-ジクロロエチレン	1mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/L
1,1,1-トリクロロエタン	3mg/L
1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/L
1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/L
チウラム	0.06mg/L
シマジン	0.03mg/L
チオベンカルブ	0.2mg/L
ベンゼン	0.1mg/L
セレン及びその化合物	0.1mgSe/L
ほう素及びその化合物	海域以外 10mgB/L 海域 230mgB/L
ふっ素及びその化合物	海域以外 8mgF/L 海域 15mgF/L
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	(※) 100mg/L
1,4-ジオキサン	0.5mg/L
備考：1. 「検出されないこと」とは、環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。 2. 砒素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和49年政令第363号）の施行の際現にゆう出している温泉（温泉法（昭和23年法律第125号）第2条第1項に規定するものをいう。以下同じ。）を利用する旅館業に属する事業場に係る排水については、当分の間、適用しない。	

注：(※)は、アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量を示す。

〔「排水基準を定める省令」（昭和46年総理府令第35号、最終改正：令和6年1月25日）より作成〕

表 3.2-36(2) 水質汚濁防止法に基づく排水基準（その他の項目）

項 目	許 容 限 度
水素イオン濃度 (pH)	海域以外 5.8~8.6 海域 5.0~9.0
生物化学的酸素要求量 (BOD)	160mg/L (日間平均 120mg/L)
化学的酸素要求量 (COD)	160mg/L (日間平均 120mg/L)
浮遊物質量 (SS)	200mg/L (日間平均 150mg/L)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)	5mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)	30mg/L
フェノール類含有量	5mg/L
銅含有量	3mg/L
亜鉛含有量	2mg/L
溶解性鉄含有量	10mg/L
溶解性マンガン含有量	10mg/L
クロム含有量	2mg/L
大腸菌群数	日間平均 3,000 個/cm ³
窒素含有量	120mg/L (日間平均 60mg/L)
燐含有量	16mg/L (日間平均 8mg/L)
備考：1. 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。 2. この表に掲げる排水基準は、1日当たりの平均的な排出水の量が 50m ³ 以上である工場又は事業場に係る排水について適用する。 3. 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業（硫黄と共存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む。）に属する工場又は事業場に係る排水については適用しない。 4. 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排水については、当分の間、適用しない。 5. 生物化学的酸素要求量 (BOD) についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水に限り適用し、化学的酸素要求量 (COD) についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水に限り適用する。 6. 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であって水の塩素イオン含有量が 1L につき 9,000mg を超えるものを含む。）として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水に限り適用する。 7. 燐含有量についての排水基準は、燐が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水に限り適用する。 ※「環境大臣が定める湖沼」＝昭和 60 年環境庁告示第 27 号（窒素含有量又は燐含有量についての排水基準に係る湖沼） 「環境大臣が定める海域」＝平成 5 年環境庁告示第 67 号（窒素含有量又は燐含有量についての排水基準に係る海域）	

〔「排水基準を定める省令」（昭和 46 年総理府令第 35 号、最終改正：令和 6 年 1 月 25 日）より作成〕

⑤ 悪臭

悪臭の規制基準は、「悪臭防止法」（昭和46年法律第91号、最終改正：令和4年6月17日）第3条及び第4条に基づき、都道府県知事（市の区域内の地域については、市長。）が「特定悪臭物質の濃度」又は「臭気指数」いずれかの方法を採用し、次について定めるものとなっている。

- ・第1号規制：敷地境界線における大気中の特定悪臭物質濃度（あるいは臭気指数）の許容限度
- ・第2号規制：煙突その他の気体排出口における排出気体中の特定悪臭物質濃度（あるいは臭気指数・臭気排出強度）の許容限度
- ・第3号規制：排出水中の特定悪臭物質濃度（あるいは臭気指数）の許容限度

北海道では、札幌市と石狩市が臭気指数による規制、それ以外の市町村では特定悪臭物質による規制が行われている。

「悪臭防止法」に基づく特定悪臭物質の規制基準は、表3.2-37のとおりである。なお、事業実施想定区域及びその周囲には規制地域の指定はない。

表3.2-37(1) 悪臭防止法に基づく規制基準（敷地境界）

（単位：ppm）

規制物質	A 区域	B 区域	C 区域
アンモニア	1	2	5
メチルメルカプタン	0.002	0.004	0.01
硫化水素	0.02	0.06	0.2
硫化メチル	0.01	0.05	0.2
二硫化メチル	0.009	0.03	0.1
トリメチルアミン	0.005	0.02	0.07
アセトアルデヒド	0.05	0.1	0.5
プロピオンアルデヒド	0.05	0.1	0.5
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	0.03	0.08
イソブチルアルデヒド	0.02	0.07	0.2
ノルマルバレールアルデヒド	0.009	0.02	0.05
イソバレールアルデヒド	0.003	0.006	0.01
イソブタノール	0.9	4	20
酢酸エチル	3	7	20
メチルイソブチルケトン	1	3	6
トルエン	10	30	60
スチレン	0.4	0.8	2
キシレン	1	2	5
プロピオン酸	0.03	0.07	0.2
ノルマル酪酸	0.001	0.002	0.006
ノルマル吉草酸	0.0009	0.002	0.004
イソ吉草酸	0.001	0.004	0.01
備考：A 区域、B 区域及びC 区域とは、それぞれ工場その他の事業場における事業活動に伴って発生する特定悪臭物質の排出を規制する地域（平成24年北海道告示第183号）により、指定されたA 区域、B 区域及びC 区域をいう。			

〔「悪臭防止法に基づく規制基準の設定」（平成24年北海道告示第184号）より作成〕

表 3.2-37(2) 悪臭防止法に基づく規制基準（排出口）

事業場の煙突その他の気体排出口における規制基準
表 3.2-37(1)で定める規制基準を基礎として「悪臭防止法施行規則」（昭和 47 年総理府令第 39 号、最終改正：令和 3 年 3 月 25 日）第 3 条に定める方法により、特定悪臭物質（メチルメルカプタン、硫化メチル、二硫化メチル、アセトアルデヒド、スチレン、プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸及びイソ吉草酸を除く。）の種類ごとに算出して得た流量とする。

〔「騒音規制法、振動規制法及び悪臭防止法の手引き」（北海道環境生活部、平成 30 年）より作成〕

表 3.2-37(3) 悪臭防止法に基づく規制基準（排水水）

事業場の排水水の敷地外における規制基準
表 3.2-37(1)で定める規制基準を基礎として「悪臭防止法施行規則」（昭和 47 年総理府令第 39 号、最終改正：令和 3 年 3 月 25 日）第 4 条に規定する方法により算出したメチルメルカプタン、硫化水素、硫化メチル及び二硫化メチルの種類ごとの排水水中の濃度の値とする。ただし、メチルメルカプタンは、「環境省令」第 4 条の規定により算出した排水水中の濃度の値が 1L につき 0.002mg 未満の場合は、1L につき 0.002mg とする。

〔「騒音規制法、振動規制法及び悪臭防止法の手引き」（北海道環境生活部、平成 30 年）より作成〕

⑥ 土壌汚染

「土壌汚染対策法」（平成 14 年法律第 53 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）に基づく区域の指定に係る基準は、表 3.2-38 のとおりである。事業実施想定区域及びその周囲において、「土壌汚染対策法」に基づく「要措置区域」及び「形質変更時要届出区域」の指定はない。

また、事業実施想定区域及びその周囲において、「農用地の土壌の汚染防止等に関する法律」（昭和 45 年法律第 139 号、最終改正：平成 23 年 8 月 30 日）に基づく「農用地土壌汚染対策地域」の指定はない。

表 3.2-38(1) 区域の指定に係る基準（土壌溶出量基準）

特定有害物質の種類	要件
カドミウム及びその化合物	検液 1L につきカドミウム 0.003mg 以下であること。
六価クロム化合物	検液 1L につき六価クロム 0.05mg 以下であること。
クロロエチレン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること。
シアン化合物	検液中にシアンが検出されないこと。
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1mg 以下であること。
1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
水銀及びその化合物	検液 1L につき水銀 0.0005mg 以下であり、かつ、検液中にアルキル水銀が検出されないこと。
セレン及びその化合物	検液 1L につきセレン 0.01mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
鉛及びその化合物	検液 1L につき鉛 0.01mg 以下であること。
砒素及びその化合物	検液 1L につき砒素 0.01mg 以下であること。
ふっ素及びその化合物	検液 1L につきふっ素 0.8mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
ほう素及びその化合物	検液 1L につきほう素 1mg 以下であること。
ポリ塩化ビフェニル	検液中に検出されないこと。
有機りん化合物	検液中に検出されないこと。

〔「土壌汚染対策法施行規則」（平成 14 年環境省令第 29 号、最終改正：令和 4 年 12 月 16 日）より作成〕

表 3.2-38(2) 区域の指定に係る基準（土壌含有量基準）

特定有害物質の種類	要件
カドミウム及びその化合物	土壌 1kg につきカドミウム 45mg 以下であること。
六価クロム化合物	土壌 1kg につき六価クロム 250mg 以下であること。
シアン化合物	土壌 1kg につき遊離シアン 50mg 以下であること。
水銀及びその化合物	土壌 1kg につき水銀 15mg 以下であること。
セレン及びその化合物	土壌 1kg につきセレン 150mg 以下であること。
鉛及びその化合物	土壌 1kg につき鉛 150mg 以下であること。
砒素及びその化合物	土壌 1kg につき砒素 150mg 以下であること。
ふっ素及びその化合物	土壌 1kg につきふっ素 4,000mg 以下であること。
ほう素及びその化合物	土壌 1kg につきほう素 4,000mg 以下であること。

〔「土壌汚染対策法施行規則」（平成 14 年環境省令第 29 号、最終改正：令和 4 年 12 月 16 日）より作成〕

⑦ 地盤沈下

地盤沈下の規制に関しては、「工業用水法」（昭和 31 年法律第 146 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）及び「建築物用地下水の採取の規制に関する法律」（昭和 37 年法律第 100 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）に基づき、規制地域が指定されている。北海道において、規制地域の指定はない。

⑧ 産業廃棄物

産業廃棄物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年法律第 137 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）及び「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成 12 年法律第 104 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）により、事業活動等に伴って発生した廃棄物は事業者自らの責任において適正に処理することが定められている。

⑨ 温室効果ガス

温室効果ガスについては、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成 10 年法律第 117 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）により、事業活動等に伴い、相当程度多い温室効果ガスを排出する特定排出者は、事業を所管する大臣への温室効果ガス算定排出量の報告が義務付けられている。

なお、「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律」（昭和 54 年法律第 49 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）の定期報告を行う事業者については、エネルギー起源二酸化炭素排出量の報告を行うことにより、「地球温暖化対策の推進に関する法律」上の報告を行ったとみなされる。

(3) その他の環境保全計画等

① 北海道総合計画

「北海道総合計画【2021 改訂版】」（北海道、令和 3 年）は、北海道の政策の基本的な方向を総合的に示す計画であり、すべての道民がともに考え、ともに行動するための指針となるものである。計画では、将来にわたって安全で安心して心豊かに住み続けることができる活力ある地域社会、『輝きつづける北海道』の実現をめざし、「七光星」になぞらえ、7 つの将来像を設定している。

将来像とその設定方向は、表 3. 2-39 のとおりである。

表 3. 2-39 将来像とその設定方向

	将来像	将来像の設定方向
1	地域全体で支える 「子育て環境・最適地」	子どもを生き育てる環境を整える
2	北国で心豊かに暮らせる 安全・安心社会	将来にわたる暮らしの安全・安心を確保する
3	豊かな自然と共生する 「環境先進モデル・北海道」	生物多様性の保全と持続可能な利用を図る 多様なエネルギーの導入を拡大する
4	世界に広がる“憧れのくに” 北海道ブランド	海外の経済成長を取り込む
5	北海道の潜在力を活かす 地域経済の循環	資源・ひと・経済の好循環を確立する
6	北の大地を力強く切り拓く 豊富な人材	人材を育成し、技術・技能を開発・継承する
7	北海道ならではの 個性あふれる地域	持続可能な地域社会を形成する

〔「北海道総合計画【2021 改訂版】」（北海道、令和 3 年）より作成〕

② 北海道環境基本条例

北海道の環境行政の基本的方向については、平成8年10月に制定した「北海道環境基本条例」（平成8年北海道条例第37号）において定められている。条例は、北海道の環境行政の基本理念、道民、事業者、行政の役割を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の道民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的として制定されたものである。同条例では、「基本理念」に基づき「施策の基本方針」が定められており、それぞれの内容は表3.2-40及び表3.2-41のとおりである。

表3.2-40 基本理念

基本理念	
1	環境の保全及び創造は、人類の存続基盤である限りある環境の恵沢を現在及び将来の世代が享受するとともに、良好で快適な環境が将来にわたって確保されるよう、適切に推進されなければならない。
2	環境の保全及び創造は、人と自然との共生を基本として、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築に向けて、すべての者の自主的かつ積極的な取組によって行われなければならない。
3	地球環境保全は、地域の環境が地球全体の環境と深く関わっていることにかんがみ、地域での取組として進められるとともに、国際的な協力の下に推進されなければならない。

〔「北海道環境基本条例」（平成8年北海道条例第37号）より作成〕

表3.2-41 施策の基本方針

施策の基本方針	
1	人の健康の保護及び生活環境の保全が図られ、健康で安全に生活できる社会を実現するため、大気、水、土壌等を良好な状態に保持すること。
2	人と自然とが共生する豊かな環境を実現するため、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保を図るとともに、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境を保全すること。
3	潤い、安らぎ、ゆとり等の心の豊かさが感じられる社会を実現するため、良好な環境の保全を図りつつ、身近な緑や水辺との触れ合いづくり等を推進すること。
4	環境への負荷の少ない循環型社会を構築し、地球環境保全に資する社会を実現するため、廃棄物の処理の適正化を推進するとともに、廃棄物の減量化、資源の循環的な利用及びエネルギーの適正かつ有効な利用を推進すること。

〔「北海道環境基本条例」（平成8年北海道条例第37号）より作成〕

③ 北海道環境基本計画 [第3次計画]

「北海道環境基本計画 [第3次計画]」（北海道、令和3年）は、「北海道環境基本条例」（平成8年北海道条例第37号）に基づき、環境の保全及び創造に関する長期的な目標や施策の基本的な方向などを明らかにするものであり、北海道の環境に関する個別の計画等の指針となるものである。「北海道総合計画」が示す政策の基本的な方向に沿って推進され、計画期間は令和3年度からおおむね10年である。

計画の構成として、長期目標と施策の基本的事項を定めることとし、パリ協定や温室効果ガス排出量実質ゼロ宣言なども踏まえ、2050年（令和32年）頃を展望した北海道の将来あるべき環境の姿とその具体的なイメージを将来像（長期目標）として示すとともに、その実現に向けて、計画期間に実施すべき施策の展開を掲げている。

長期目標及び施策の基本的事項は、表3.2-42及び表3.2-43のとおりである。

表3.2-42 長期目標

2050年頃を展望した将来像	将来像の視点
<p>循環と共生を基調とし 環境負荷を最小限に抑えた持続可能な北海道 ～未来に引き継ごう恵み豊かな環境～</p>	自然と共生する
	健全な物質循環を確保する
	良好な地域環境を確保する
	持続可能な生活をめざす
	環境に配慮した地域づくりをすすめる
	環境と経済・社会の良好な関係をつくる
	脱炭素社会を実現する

〔「北海道環境基本計画 [第3次計画]」（北海道、令和3年）より作成〕

表3.2-43 施策の基本的事項

政策体系	個別計画
地域から取り組む地球環境の保全	地球温暖化対策推進計画 気候変動適応計画
北海道らしい循環型社会の形成	循環型社会形成推進基本計画
自然との共生を基本とした環境の保全と創造	生物多様性保全計画
安全・安心な地域環境の確保	—
共通的・基盤的な施策	環境教育等行動計画

〔「北海道環境基本計画 [第3次計画]」（北海道、令和3年）より作成〕

④ 第6次木古内町振興計画

木古内町では、町の最上位計画として「第6次木古内町振興計画」（木古内町、平成26年）を策定し、町全体の将来目標や基本指針を示している。

計画期間は平成26年度（2014年度）から令和5年度（2023年度）までの10年間とし、まちづくりの目標である「活力と元気に満ちあふれ、生涯にわたり希望や生きがいを持ち続けられる北の大地の福祉都市『きこない』」を目指し、表3.2-44のとおり基本理念と基本目標を展開している。

表3.2-44 木古内町の基本理念と基本目標

基本理念	基本目標	
ともに語り、ともに行動するまちづくり	1 福祉・医療・保健	地域住民が支え合う生きがいある福祉づくり
	2 教育・文化	歴史と文化に育まれた未来をひらく人づくり
	3 産業・観光	新幹線を活かした活気ある産業づくり
	4 生活環境・交通	安心と安全で快適に暮らせる環境づくり
	5 行財政・住民参加	協働と共有で信頼される行政システムづくり

〔「第6次木古内町振興計画」（木古内町、平成26年）より作成〕

⑤ 第6次上ノ国町総合計画

上ノ国町では、まちづくり全体の方向性を定め、産業、福祉、教育、都市基盤整備等、多岐にわたる個別の行政計画を統括するものとして「第6次上ノ国町総合計画」（上ノ国町、令和2年）を策定している。

計画期間は令和2年度から令和11年度までの10年間とし、町の将来像である「みんなで創る 誇れるふるさと上ノ国～みんなで育む まちの力～」の実現のため、表3.2-45のとおり基本目標を定めている。

表3.2-45 上ノ国町の将来像と基本目標

将来像	基本目標	
みんなで創る 誇れるふるさと上ノ国 ～みんなで育む まちの力～	基本目標1	創意工夫で地域の活力を起こす産業交流のまち
	基本目標2	だれもが生涯健やかに自分らしく暮らせるまち
	基本目標3	自然と共生しみんなで創るゆとりある安心安全のまち
	基本目標4	自ら学び地域とともに人を育む教育文化のまち 自ら学び地域とともに人を育む教育文化のまち

〔「第6次上ノ国町総合計画」（上ノ国町、令和2年）より作成〕

⑥ 厚沢部町カーボンニュートラルビジョン

厚沢部町では、自然的社会的条件を考慮した上で、厚沢部町が持ち得る資源を最大限に活用し、再生可能エネルギーの導入を通して地域の課題解決に寄与すること、地域の魅力を更に向上させていくことを目的として「厚沢部町カーボンニュートラルビジョン」（厚沢部町、令和4年）を策定した。

2013年度を基準年度、2030年度を中間目標年度、2050年を長期目標年度とし計画の策定・施策の進捗管理を行うとしている。計画における計画期間と目標は表3.2-46のとおりである。

表 3.2-46 「厚沢部町カーボンニュートラルビジョン」における計画期間と目標

項目 年度	基準年度 2013 年	中間目標年度 2030 年	長期目標年度 2050 年
CO ₂ 削減率	—	カーボンニュートラル 100%以上削減の達成	マイナスカーボン 170%以上削減の達成
CO ₂ 実質排出量 (①-②)	—	-1,500 t-CO ₂	-35,200 t-CO ₂
①CO ₂ 排出量	46,700 t-CO ₂	27,900 t-CO ₂	300 t-CO ₂
②CO ₂ 吸収量	—	29,400 t-CO ₂	35,500 t-CO ₂
再生可能エネルギー導入量	—	3,337MWh エネルギー消費量の約 20%	28,647MWh エネルギー消費量の約 100%

[「厚沢部町カーボンニュートラルビジョン」(厚沢部町、令和4年)より作成]

2. 自然関係法令等

(1) 自然保護関係

① 自然公園法及び北海道立自然公園条例に基づく自然公園

事業実施想定区域及びその周囲には、「自然公園法」（昭和 32 年法律第 161 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）及び「北海道立自然公園条例」（昭和 33 年北海道条例第 36 号）に基づく自然公園はない。

② 自然環境保全法の規定により指定された保全地域

事業実施想定区域及びその周囲には、「自然環境保全法」（昭和 47 年法律第 85 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）の規定により指定された原生自然環境保全地域、自然環境保全地域はない。

③ 北海道自然環境等保全条例に基づく自然環境保全地域等

事業実施想定区域及びその周囲には、「北海道自然環境等保全条例」（昭和 48 年北海道条例第 64 号）の規定に基づく、道自然環境保全地域、環境緑地保護地区、自然景観保護地区、学術自然保護地区及び記念保護樹木はない。

④ 世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する自然遺産の区域

事業実施想定区域及びその周囲には、「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」（平成 4 年条約第 7 号）の第 11 条 2 の世界遺産一覧表に記載された自然遺産の区域はない。

⑤ 都市緑地法により指定された緑地保全地域又は特別緑地保全地区の区域

事業実施想定区域及びその周囲には、「都市緑地法」（昭和 48 年法律第 72 号、最終改正：令和 5 年 6 月 16 日）の規定により指定された緑地保全地域及び特別緑地保全地区の区域はない。

⑥ 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく鳥獣保護区等

事業実施想定区域及びその周囲における「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」（平成 14 年法律第 88 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）に基づく鳥獣保護区は、表 3.2-47 及び図 3.2-14 のとおりであり、事業実施想定区域の周囲に椴川鳥獣保護区が存在する。

表 3.2-47 鳥獣保護区指定状況

名称	区分	面積	期限
椴川鳥獣保護区	森林鳥獣生息地	499ha (特別保護地区 99ha)	令和 13 年 9 月 30 日

[「令和 5 年度（2023 年度）鳥獣保護区等位置図」（北海道、令和 5 年）より作成]

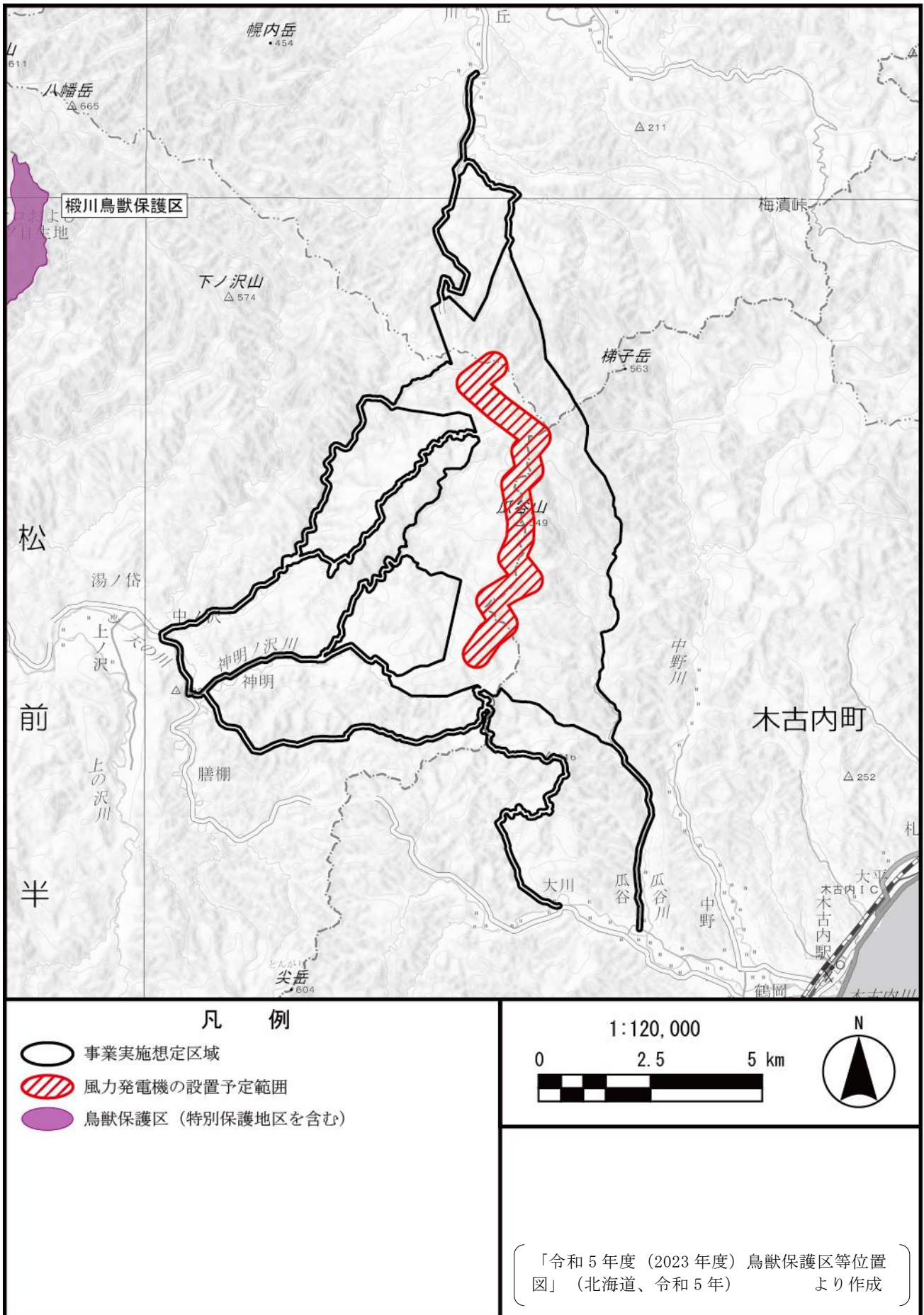


図 3.2-14 鳥獣保護区の指定状況

⑦ 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に基づく生息地等保護区

事業実施想定区域及びその周囲には、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成4年法律第75号、最終改正：令和4年6月17日）の規定により指定された生息地等保護区はない。

⑧ 特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約の規定により指定された湿地の区域

事業実施想定区域及びその周囲には、「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」（昭和55年条約第28号、最終改正：平成6年4月29日）の規定により指定された湿地の区域はない。

⑨ 北海道生物の多様性の保全等に関する条例に基づく生息地等保護区

事業実施想定区域及びその周囲には、「北海道生物の多様性の保全等に関する条例」（平成25年北海道条例第9号）に基づく生息地等保護区はない。

⑩ 北海道自然環境保全指針

「北海道自然環境保全指針」（北海道、平成元年）は、北海道の良好な自然環境を適切に保全するため、北海道における自然の現状を的確に把握し、これを評価して、北海道の保全を図るべき自然を明らかにするとともに、それらの自然環境の保護と利用に関する施策を総合的かつ計画的に展開するための目標と方向を示すものである。

保全を図るべき自然地域を、「すぐれた自然地域」と「身近な自然地域」の2つに区分して整理されている。

a. すぐれた自然地域

事業実施想定区域及びその周囲における、すぐれた自然地域は表3.2-48のとおりである。

表3.2-48 すぐれた自然地域の内容

名称	町	要素	内容	主要な位置
厚沢部川流域	厚沢部町	分布上重要な植物生育地	ゴヨウマツ 自生北限地	鶉川上流
		特殊鳥類繁殖地	クマゲラ	同上

〔「北海道自然環境保全指針」（北海道、平成元年）より作成〕

b. 身近な自然地域

木古内町及び上ノ国町の身近な自然地域は、表 3.2-49 のとおりである。

表 3.2-49 身近な自然地域の指定状況

身近な自然地域	町	概略面積	立地条件	環境緑地保護地区等
ふるさとの森	木古内町	20.1～50ha	山岳・丘陵地等	非指定地
木古内川	木古内町	50.1ha 以上	溪谷・河川等	非指定地
中野川	木古内町	50.1ha 以上	溪谷・河川等	非指定地
幸運牧場	木古内町	50.1ha 以上	農耕地・人工草地	非指定地
幸運沼	木古内町	2ha 以下	湖沼・ダム湖等	非指定地
瓜谷砂防ダム	木古内町	2.1～5ha	溪谷・河川等	非指定地
禅燈寺の山	木古内町	2.1～5ha	山岳・丘陵地等	非指定地
湯の岱スキー場	上ノ国町	2.1～5ha	山岳・丘陵地等	非指定地
温泉の森	上ノ国町	2.1～5ha	溪谷・河川等	非指定地
茂刈山	上ノ国町	20.1～50ha	山岳・丘陵地等	非指定地
桂岡神社の沢	上ノ国町	2.1～5ha	社寺林・園等	非指定地
苗穂後地	上ノ国町	2.1～5ha	農耕地・人工草地	非指定地
トウシン鉱業跡地	上ノ国町	2.1～5ha	原野・湿原等	非指定地
天の川堤防敷地（早瀬）	上ノ国町	2.1～5ha	溪谷・河川等	非指定地
天の川堤防敷地（小森）	上ノ国町	2.1～5ha	溪谷・河川等	非指定地
州崎館跡	上ノ国町	5.1～20ha	その他	非指定地
天の川中州	上ノ国町	2.1～5ha	溪谷・河川等	非指定地
花沢公園	上ノ国町	2.1～5ha	社寺林・園等	非指定地
天の川河口	上ノ国町	2.1～5ha	海岸・千潟等	非指定地
上ノ国海岸	上ノ国町	2.1～5ha	海岸・千潟等	非指定地
文殊岬	上ノ国町	2.1～5ha	海岸・千潟等	非指定地
赤石	上ノ国町	2.1～5ha	海岸・千潟等	非指定地
州根子岬	上ノ国町	2.1～5ha	海岸・千潟等	非指定地
汐吹海岸	上ノ国町	2.1～5ha	海岸・千潟等	非指定地
館野	上ノ国町	2.1～5ha	海岸・千潟等	非指定地
目方泊岬	上ノ国町	2.1～5ha	海岸・千潟等	非指定地
土橋自然観察教育林	厚沢部町	50.1ha 以上	山岳・丘陵地等	非指定地
森林展示館の森	厚沢部町	2ha 以下	社寺林・園等	非指定地
にぎり沼	厚沢部町	2.1～5ha	湖沼・ダム湖等	非指定地
館城跡公園	厚沢部町	5.1～20ha	社寺林・園等	非指定地
コロボックル公園	厚沢部町	2ha 以下	社寺林・園等	非指定地
当路牧場	厚沢部町	20.1～50ha	農耕地・人工草地	非指定地
美和牧場	厚沢部町	20.1～50ha	農耕地・人工草地	非指定地
太鼓山	厚沢部町	20.1～50ha	山岳・丘陵地等	非指定地
安野呂川清流	厚沢部町	50.1ha 以上	溪谷・河川等	非指定地
太鼓山公園	厚沢部町	2ha 以下	社寺林・園等	非指定地
館城温泉公園	厚沢部町	2ha 以下	社寺林・園等	非指定地
がむし温泉公園	厚沢部町	2ha 以下	社寺林・園等	非指定地
メークィーン発祥の地 記念碑公園	厚沢部町	2ha 以下	農耕地・人工草地	非指定地
見出の笠松	厚沢部町	0（単木）	その他	指定地

〔「北海道自然環境保全指針」（北海道、平成元年）より作成〕

(2) 史跡・名勝・天然記念物

事業実施想定区域及びその周囲には、「文化財保護法」（昭和 25 年法律第 214 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）に基づく史跡・名勝・天然記念物はない。

また、「文化財保護法」に基づく周知の埋蔵文化財包蔵地の状況は表 3.2-50 及び図 3.2-15 のとおりであり、事業実施想定区域の周囲に周知の埋蔵文化財包蔵地がある。

表 3.2-50 事業実施想定区域及びその周囲における周知の埋蔵文化財包蔵地の状況

遺跡名	所在地	時代	種別
富里 B 遺跡	厚沢部町字富里 112	旧石器、縄文（後期）	遺物包含地
富里 4 遺跡	厚沢部町字富里 428	旧石器	遺物包含地
富里 A 遺跡	厚沢部町字富里 517	縄文（後期）	遺物包含地
大平 3 遺跡	木古内町字大平 30-1	縄文（中期）	遺物包含地
中野 B 遺跡	木古内町字中野 180-4・5・8	縄文	遺物包含地
新栄町遺跡	木古内町字木古内 262-1・2～5・7～16	縄文（後期）、縄文（晩期）	遺物包含地
中野 A 遺跡	木古内町字中野 95	縄文	遺物包含地
湯ノ岱 3 遺跡	上ノ国町字湯ノ岱 258-1～3 ほか	縄文	遺物包含地
湯ノ岱 2 遺跡	上ノ国町字湯ノ岱 165、166-1、167-1 ほか	縄文（後期）	遺物包含地
蛇内 3 遺跡	木古内町字札刈 533、534-2～4	縄文（後期）、縄文（晩期）	遺物包含地
大平 2 遺跡	木古内町字木古内 79-1～6、80-1～10	縄文（後期）、縄文（晩期）	遺物包含地
蛇内遺跡	木古内町字大平 60-1・6・7	縄文（前期）、縄文（中期）、縄文（後期）	集落跡
蛇内 2 遺跡	木古内町字札蒨 146、148-1・2、149、501、503、505-1、508、509～511、520～522、524、525-2、526、530	縄文（早期）、縄文（前期）、縄文（中期）、縄文（後期）、縄文（晩期）	遺物包含地
大平遺跡	木古内町字大平 63-3・6・7・10、64	縄文（前期）、縄文（中期）、縄文（後期）、縄文（晩期）、擦文、中世	集落跡
瓜谷遺跡	木古内町字瓜谷 78-1、4-3・5～7	縄文	遺物包含地
木古内遺跡	木古内町字木古内 56-1～20、57-4、71-1～13、72-1～3・7～13、73-1・2	縄文（早期）、縄文（前期）、縄文（中期）、縄文（後期）	集落跡
木古内 2 遺跡	木古内町字本町 435-1、456-1・6～8、459-1、460-1・18・19	縄文（前期）、縄文（中期）、縄文（後期）	集落跡
高校高台遺跡	木古内町字木古内 194-5	縄文（後期）、縄文（晩期）	遺物包含地
湯ノ岱遺跡	上ノ国町字湯ノ岱 517-3・12、521-3 ほか	縄文	遺物包含地
上の沢遺跡	上ノ国町字湯ノ岱 521-10・12・14、540-16 ほか	縄文	遺物包含地
大平 4 遺跡	木古内町字大平 60-14・16～25・27・33・74～76・82～85・90・102～108・113～118・125～127・134～140・142・144～154・157・159・162～165・168・171・174～177・180・187～198	縄文（早期）、縄文（前期）、縄文（中期）、縄文（後期）、縄文（晩期）	集落跡

注：擦文時代とは、北海道において擦文土器が使われ、擦文文化が栄えた 7～12、13 世紀頃の時代区分である。

〔「埋蔵文化財包蔵地（GIS データ）」（北海道 HP、閲覧：令和 6 年 2 月）より作成〕

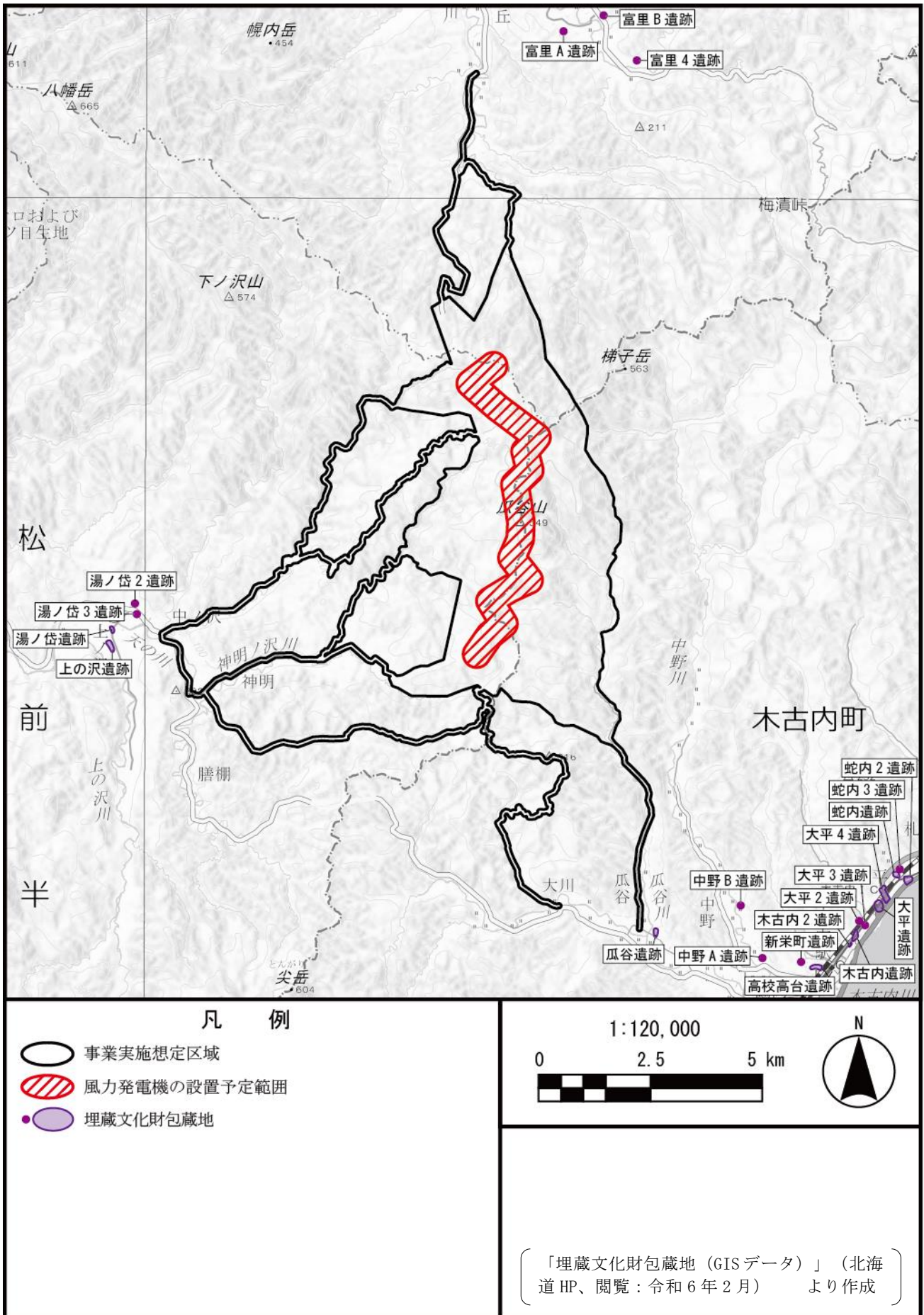


図 3.2-15 周知の埋蔵文化財包蔵地の状況

(3) 景観保全関係

① 景観計画区域

「景観法」（平成 16 年法律第 110 号、最終改正：令和 5 年 6 月 16 日）に基づく「北海道景観計画」（北海道、平成 20 年、最終変更：令和 5 年 8 月 1 日）によれば、北海道の全域（景観行政団体である市町村の区域を除く。）を景観計画区域と定めており、事業実施想定区域及びその周囲は景観計画区域となっている。

② 風致地区

事業実施想定区域及びその周囲には、「都市計画法」（昭和 43 年法律第 100 号、最終改正：令和 4 年 11 月 18 日）の規定により指定された風致地区はない。

(4) 国土防災関係

① 森林法に基づく保安林の指定

事業実施想定区域及びその周囲における「森林法」（昭和 26 年法律第 249 号、最終改正：令和 5 年 6 月 16 日）に基づく保安林の指定状況は、図 3.2-16 のとおりであり、事業実施想定区域及びその周囲に保安林がある。

② 砂防法に基づく砂防指定地

事業実施想定区域及びその周囲における「砂防法」（明治 30 年法律第 29 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）に基づく砂防指定地は、図 3.2-17 のとおりであり、事業実施想定区域及びその周囲に砂防ダムがある。

③ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく急傾斜地崩壊危険区域

事業実施想定区域及びその周囲には、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」（昭和 44 年法律第 57 号、最終改正：令和 5 年 5 月 26 日）に基づく急傾斜地崩壊危険区域はない。

④ 地すべり等防止法に基づく地すべり防止区域

事業実施想定区域及びその周囲には、「地すべり等防止法」（昭和 33 年法律第 30 号、最終改正：令和 5 年 5 月 26 日）に基づく地すべり防止区域はない。

⑤ 土砂災害危険箇所

事業実施想定区域及びその周囲における土砂災害危険箇所の状況は、図 3.2-18 のとおりであり、事業実施想定区域及びその周囲に土石流危険渓流及び急傾斜地崩壊危険箇所がある。

⑥ 山地災害危険地区調査要領に基づく山地災害危険地区

事業実施想定区域及びその周囲における「山地災害危険地区調査要領」（林野庁、平成18年）に基づく山地災害危険地区（山腹崩壊危険地区、地すべり危険地区、崩壊土砂流出危険地区）は、図 3.2-19 のとおりであり、事業実施想定区域及びその周囲に山地災害危険地区がある。

⑦ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

事業実施想定区域及びその周囲における「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（平成12年法律第57号、最終改正：令和4年6月17日）に基づく土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域は、図 3.2-20 のとおりであり、事業実施想定区域及びその周囲に土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域がある。

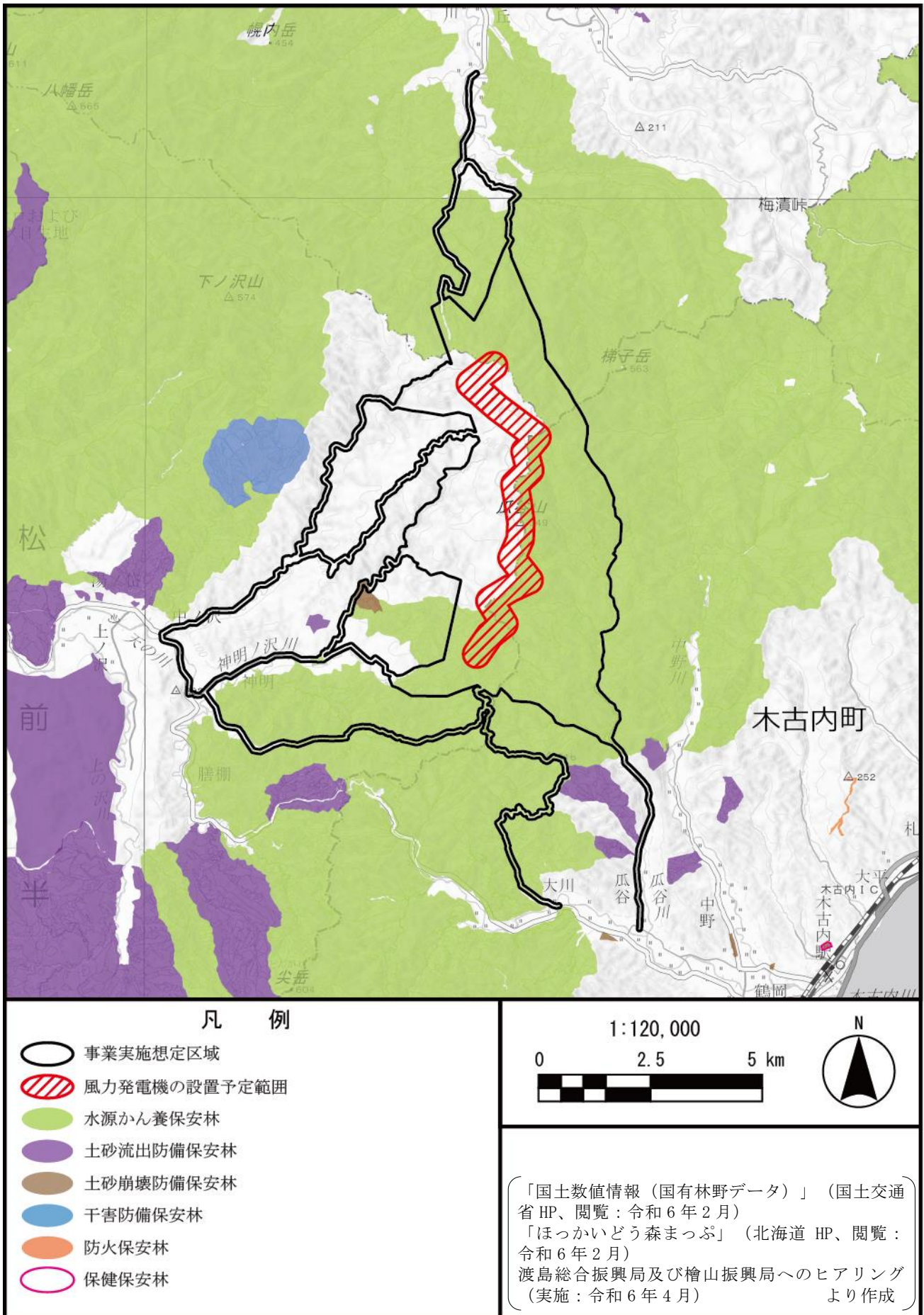


図 3.2-16 保安林の指定状況

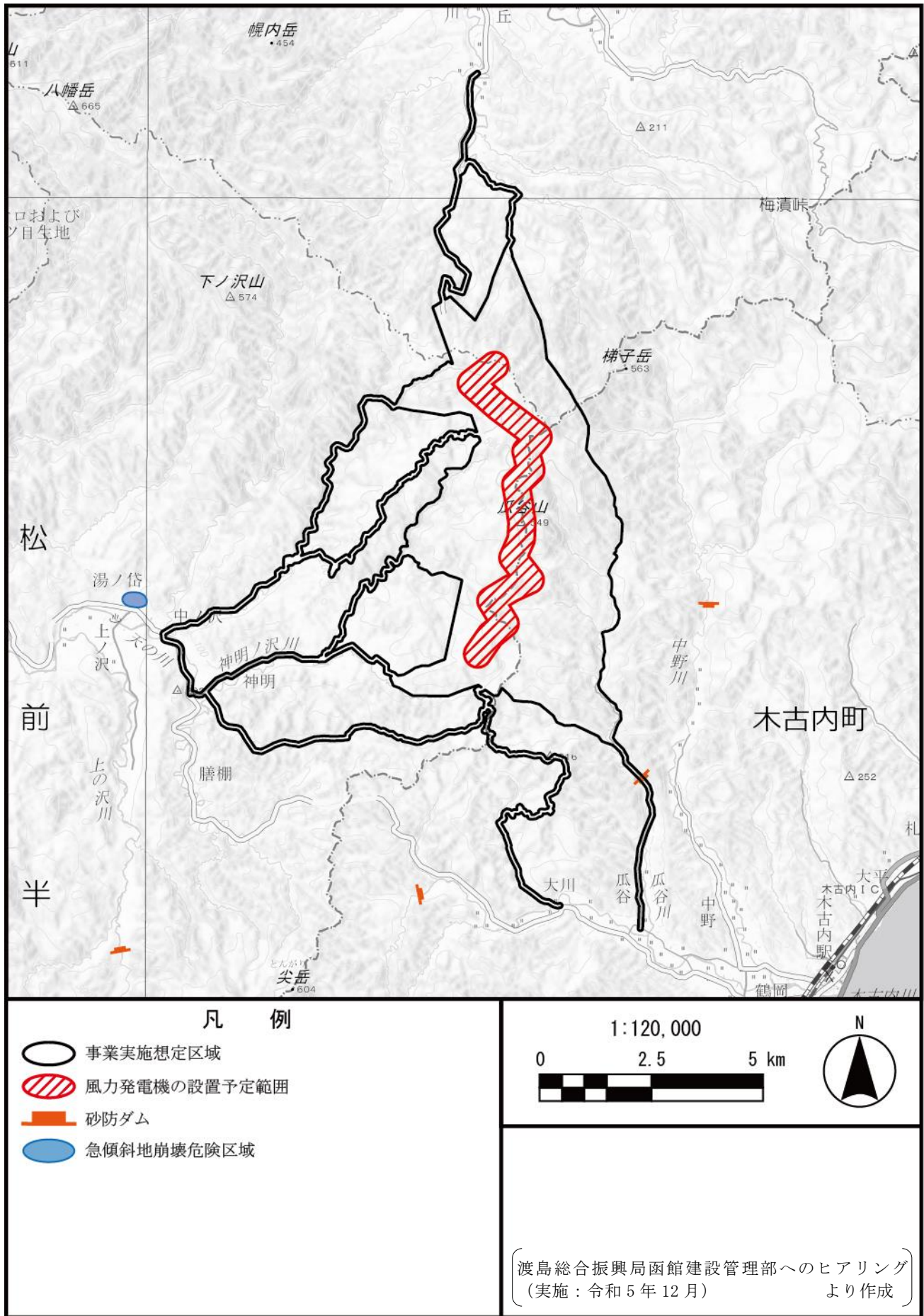


図 3.2-17 砂防指定地の状況

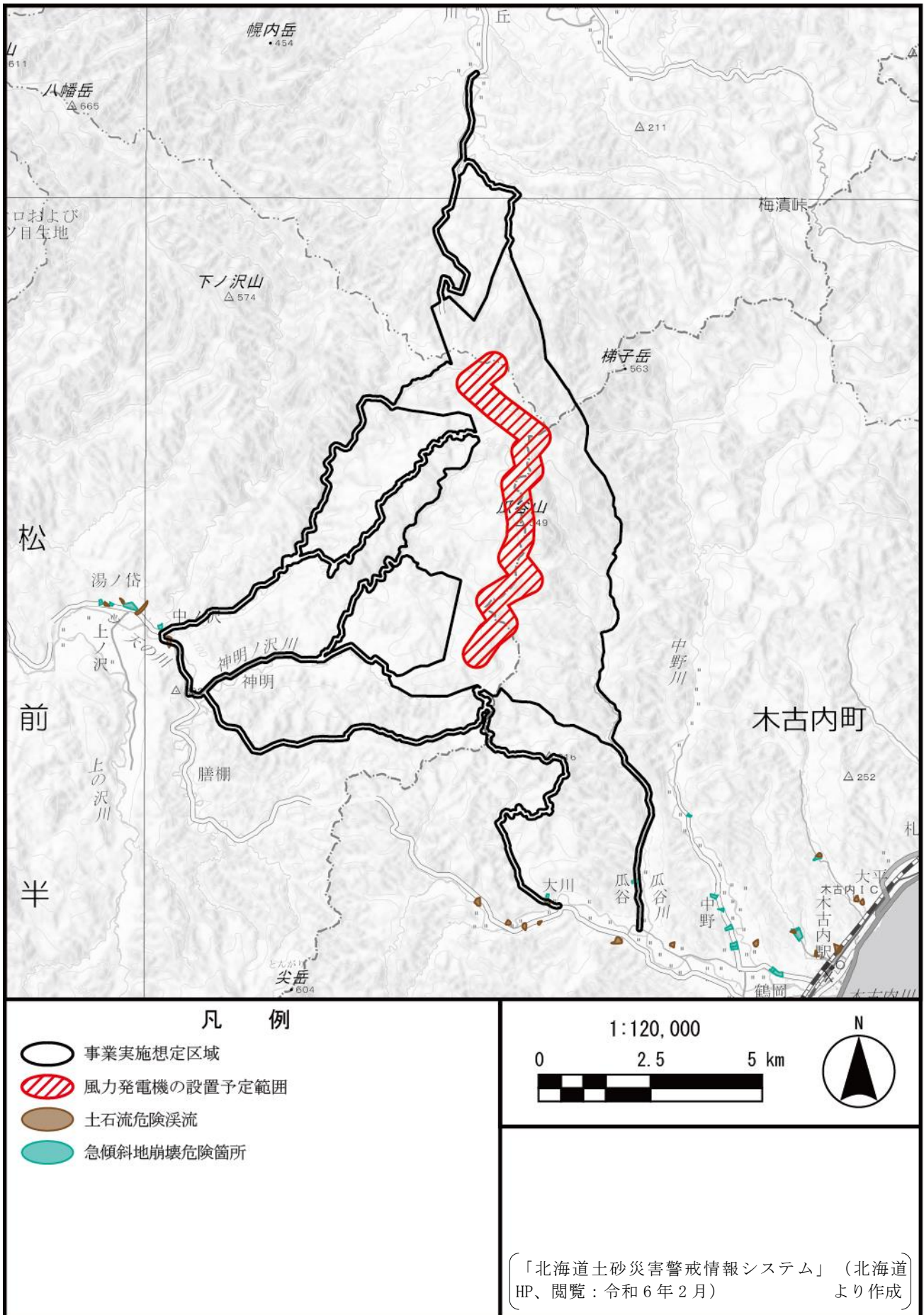


図 3.2-18 土砂災害危険箇所

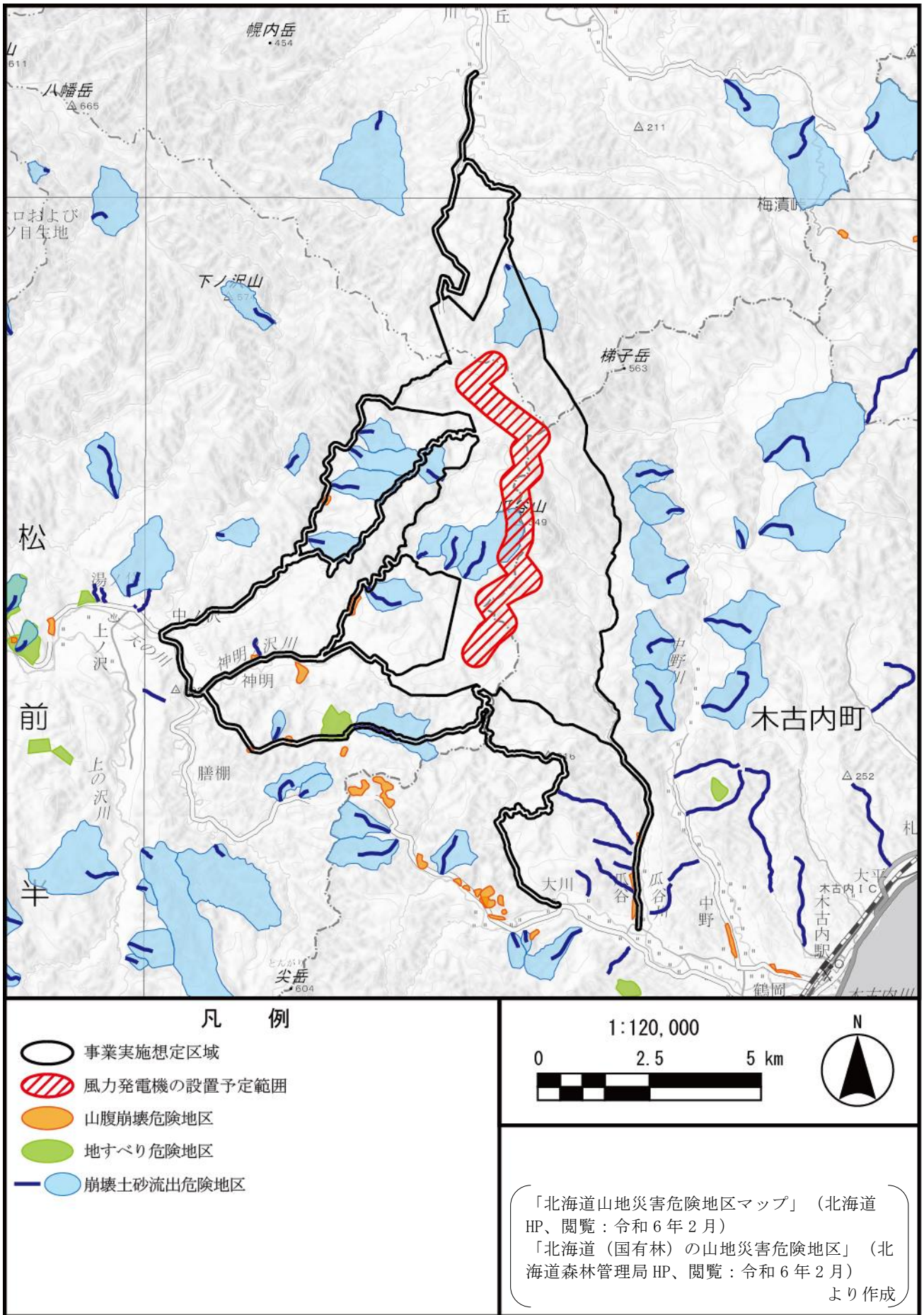


図 3.2-19 山地災害危険地区の状況

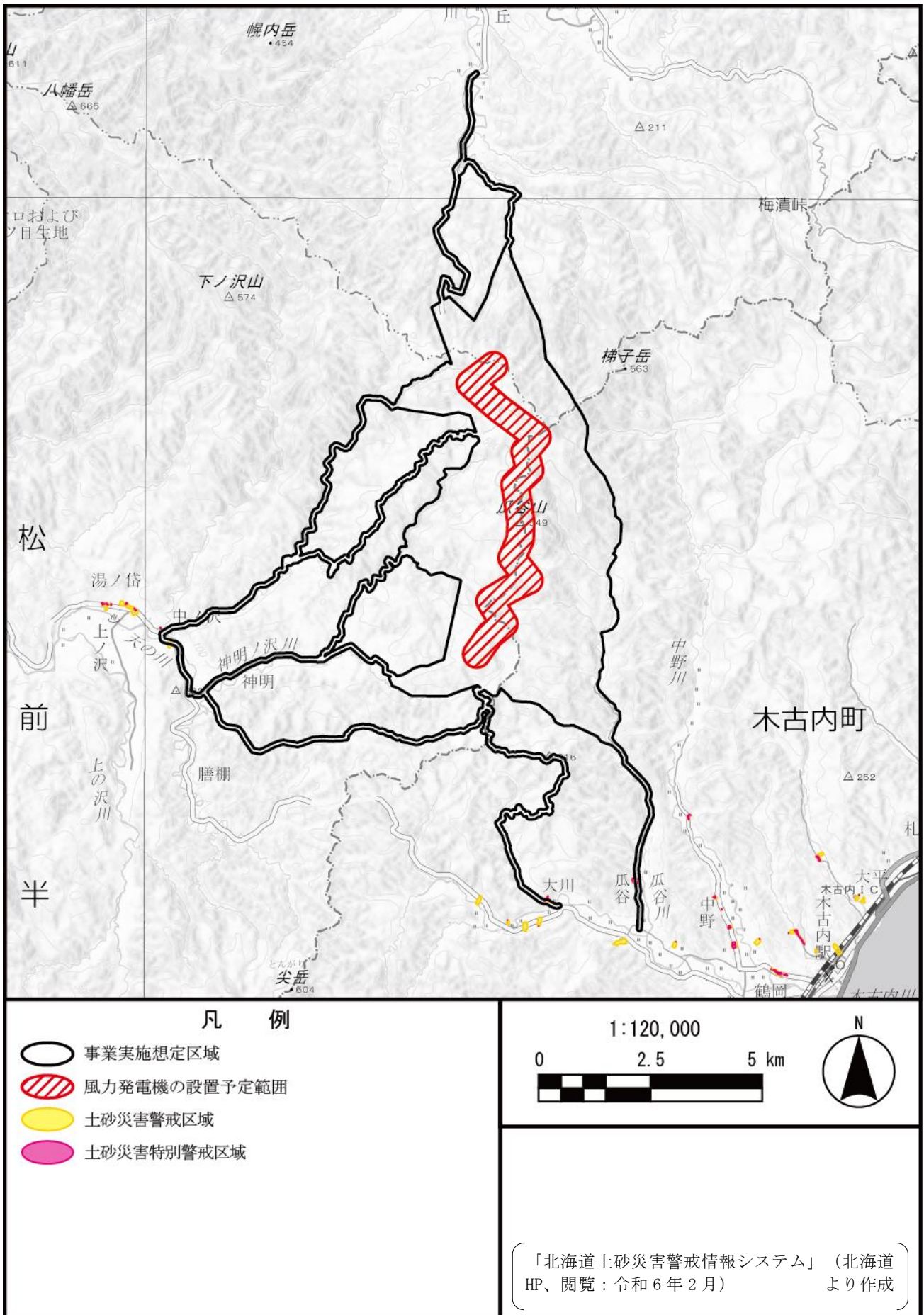


図 3.2-20 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定状況

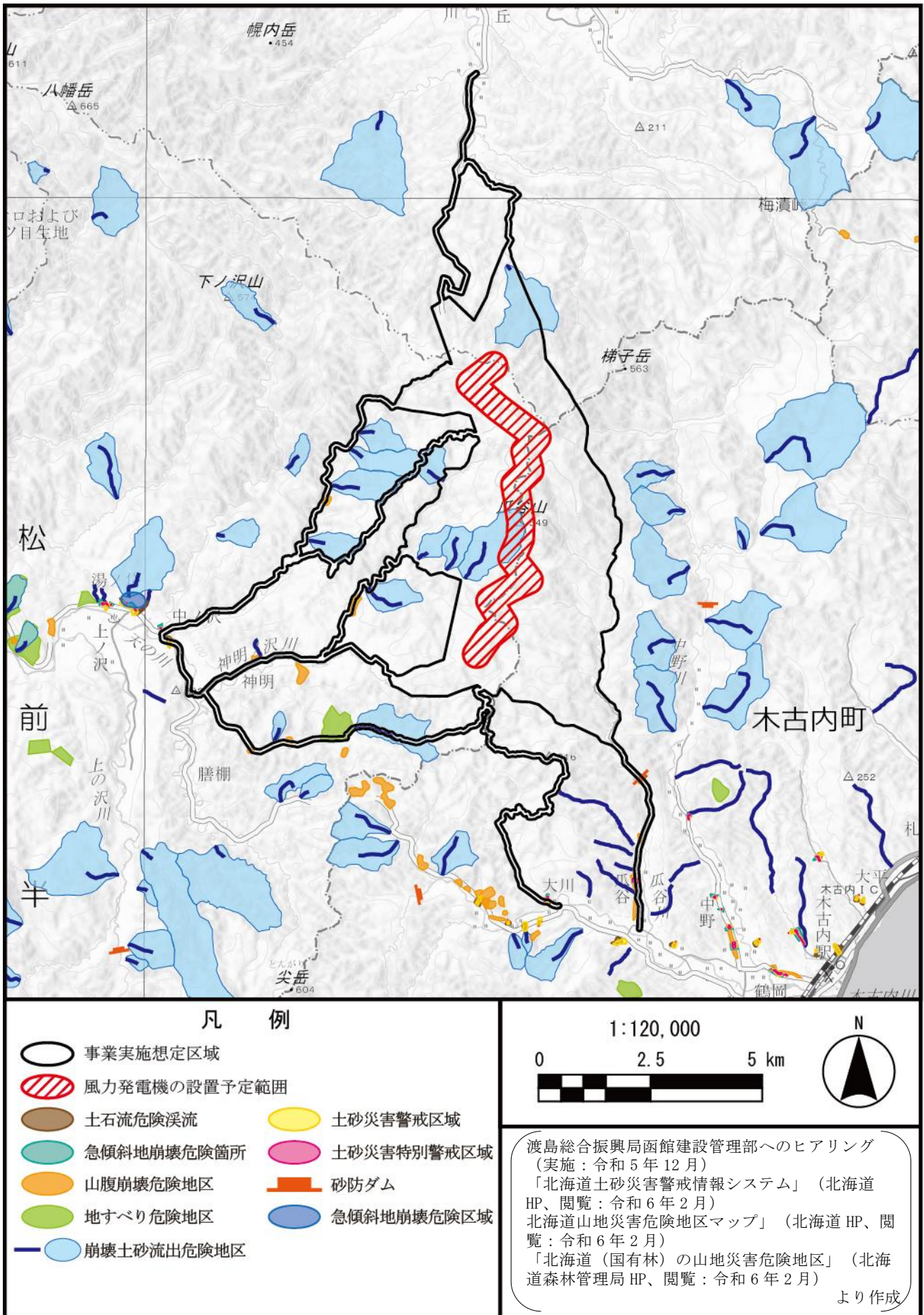


図 3.2-21 国土防災関連の状況

3.2.9 関係法令等による規制状況のまとめ

関係法令等による規制状況をまとめると表 3.2-51 のとおりである。なお、図 2.2-1(3)の範囲を事業実施想定区域及びその周囲として整理した。

表 3.2-51(1) 関係法令等による規制状況のまとめ

区分	法令等	地域地区等の名称	指定等の有無				
			木古内町	上ノ国町	厚沢部町	事業実施 想定区域 及びその 周囲	事業実施 想定区域 周囲
土地	国土利用計画法	都市地域	○	×	×	○	×
		農業地域	○	○	○	○	○
		森林地域	○	○	○	○	○
	北海道水資源の保全に関する条例	水資源保全地域	×	×	×	×	×
公害防止	環境基本法	騒音類型指定	×	×	×	×	×
		水域類型指定	×	×	×	×	×
	大気汚染防止法	-	×	×	×	×	×
	水質汚濁防止法	-	×	×	×	×	×
	騒音規制法	規制地域	×	×	×	×	×
	振動規制法	規制地域	×	×	×	×	×
	湖沼水質特別措置法	指定湖沼	×	×	×	×	×
	悪臭防止法	規制地域	×	×	×	×	×
	土壌汚染対策法	指定区域	×	×	×	×	×
自然保護	自然公園法	国立公園	×	×	×	×	×
		国定公園	×	×	×	×	×
	北海道立自然公園条例	道立自然公園	×	○	×	×	×
	自然環境保全法	原生自然環境保全地域	×	×	×	×	×
		自然環境保全地域	×	×	×	×	×
	北海道自然環境等保全条例	道自然環境保全地域	×	○	×	×	×
		環境緑地保護地区	×	×	×	×	×
		自然景観保護地区	×	○	×	×	×
		学術自然保護地区	×	×	×	×	×
		記念保護樹木	○	○	○	×	×
	世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約	自然遺産	×	×	×	×	×
	都市緑地法	特別緑地保全地域	×	×	×	×	×
		緑地保全地域	×	×	×	×	×
	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	鳥獣保護区	○	○	○	○	×
	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律	生息地等保護区	×	×	×	×	×
	特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約	特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地	×	×	×	×	×
	北海道生物の多様性の保全等に関する条例	生息地等保護区	×	×	×	×	×
北海道自然環境保全指針	すぐれた自然地域	×	○	○	○	×	
	身近な自然地域	○	○	○	-	-	
文化財	文化財保護法等	国指定史跡・名勝・天然記念物	×	○	○	×	×
		道指定史跡・名勝・天然記念物	×	×	×	×	×
		町指定史跡・名勝・天然記念物	×	×	×	×	×
		周知の埋蔵文化財包蔵地	○	○	○	○	×
景観	景観法	景観計画区域	○	○	○	○	○
	都市計画法	風致地区	×	×	×	×	×

注：1. ○；指定あり、×；指定なし

2. 「-」は、対象の指定範囲が明確でないため、判別できないことを示す。

表 3.2-51(2) 関係法令等による規制状況のまとめ

区分	法令等	地域地区等の名称	指定等の有無				
			木古内町	上ノ国町	厚沢部町	事業実施 想定区域 及びその 周囲	事業実施 想定区域
国土防 災	森林法	保安林	○	○	○	○	○
	砂防法	砂防指定地	○	○	×	○	○
	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域	×	○	○	○	×
	地すべり等防止法	地すべり防止区域	×	○	×	×	×
	—	土砂災害危険箇所	○	○	○	○	○
	山地災害危険地区調査要領	山地災害危険地区	○	○	○	○	○
	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	○	○	○	○	○

注：1. ○；指定あり、×；指定なし
 2. 「—」は、対象の法令等がないことを示す。